

全国消費生活協同組合担当課長会議資料

平成20年1月18日（金）

（資料編）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

目 次

○改正消費生活協同組合法の概要について	1
○県域規制・員外利用について	10
○共済事業について	14
○模範定款例について	22
○会計基準について	58
○税制改正について	77
○検査及び予算等について	78

改正消費生活協同組合の概要について

消費生活協同組合(生協)制度の改正について

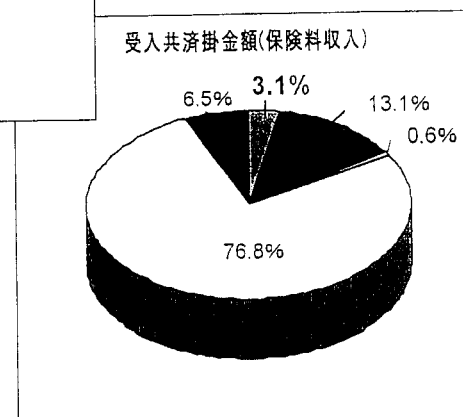
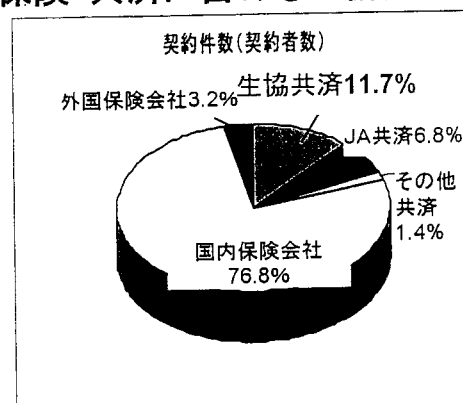
制度の概要

- 消費生活協同組合(生協)法は、昭和23年制定
- 生協とは、組合員の生活の文化的経済的改善向上のみを目的とする「一定の地域又は職域による人と人との結合」(相互扶助組織)

生協の現状

- 組合数:1,097組合 のべ組合員数6,032万人(H18年)
- 共済事業(*実施組合数442組合 うち元受共済組合は140組合)
[共済、保険に占める生協共済のシェア:
11.7%(契約件数)、3.1%(受入共済掛金額)]
- 購買事業(*実施組合数718組合)
[小売業総売上高に占める生協購買事業高:2%前後]
- 利用事業(*実施組合数595組合)
[介護保険の在宅サービス費用額に占める生協のシェア:2%]

[保険・共済に占める生協共済のシェア(平成16年度)]



改正の趣旨

- 共済事業に関し、契約者保護のため、事業の健全性を担保するための規制を強化(農協法は平成16年に、中小企業等協同組合法は18年に、既に改正済み)
- 経営・責任体制の強化のため、規定の整備を図るとともに、生協を取り巻く環境の変化を踏まえた見直しを行う
- あわせて、貸金業法改正に伴い、貸金業者の流入を防止するための見直しを行う

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律の概要

1 契約者保護

契約者保護の観点から、共済事業について、他の協同組合法における規定の整備状況や生協の特質を踏まえて、見直す

(1) 共済事業開始時の入口規制

- 最低限保有すべき出資金額(最低出資金)の基準の設定
[単位組合:1億円以上 連合会:10億円以上]

(2) 健全性(内部の体力充実)

- 共済事業との兼業規制
[規模が一定以上の単位組合及びすべての連合会]
- 健全性基準(ソルベンシー・マージン比率)の導入

(3) 透明性(外部からの監視)

- 経営情報の開示の義務づけ(公衆縦覧)

(4) 契約締結時の契約者保護

- 共済募集時の禁止行為(虚偽を告げることの禁止など)等の導入
- 共済代理店に関する規定の整備
[共済代理店の主体を一定の範囲に限定]

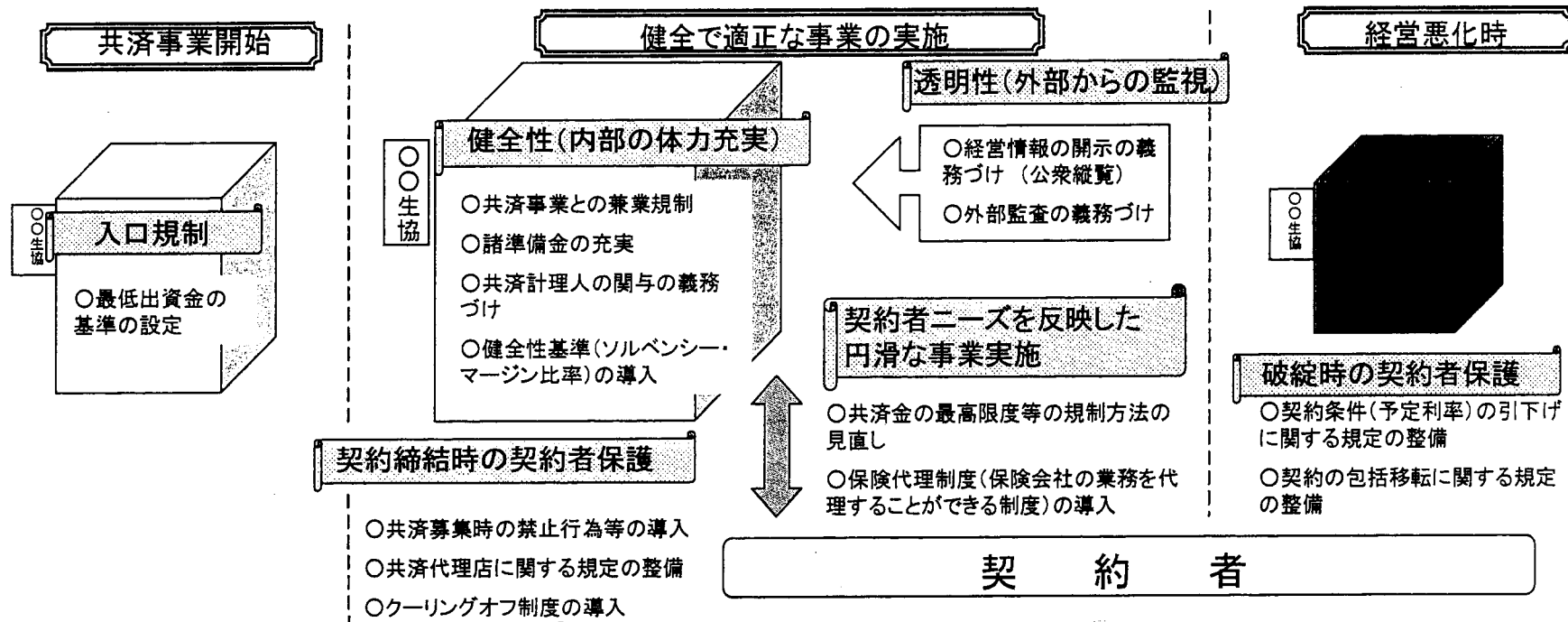
(5) 破綻時の契約者保護

- 契約の包括移転に関する規定の整備

(6) 契約者ニーズを反映した円滑な事業実施

- 共済金の最高限度額の規制方法の見直し
[最高限度額について、個別の定款及び共済事業規約の認可で対応] 等

-2-



2 事業の区域と利用者の範囲

生活圏の拡大等に対応するため、消費者の相互扶助組織という生協の本旨を踏まえ、所要の見直しを行う

(1) 事業の区域

購買事業の実施のために必要と認める場合には、その隣接県まで事業の区域を設定可能とする(現行は県内のみ)

(2) 利用者の範囲

員外利用は認めず、例外的に認められる場合について、法令上明記する

許可の 要否	事 由	員外利用限度
許可要 *	山間へき地／保育所等への食材提供／ 生協間の物資提供	組合員の利用分量の 額の5分の1以内
許可 不要	災害時の緊急物資提供／ 自賠償共済(契約車の相続の場合等)／ 体育施設、教養文化施設の利用／ 行政の委託事業	制限なし
	医療・福祉事業	組合員の利用分量の 額の同量以内
	母体企業、大学による利用	組合員の利用分量の 額の5分の1以内

* 中小小売商の事業活動への影響等を考慮しつつ、行政庁が判断

3 公共的活動の推進

少子高齢社会において、生協が行う医療・福祉事業の適正化を図るとともに、組合員による福祉活動の育成に資する見直しを行う

- ・ 医療・福祉事業に係る剰余金の割戻しの制限
- ・ 医療・福祉事業の員外利用限度の設定(現行は制限なし)
- ・ 剰余金の使途たる事業として組合員の福祉活動(子育て支援活動等)に助成する事業を追加(現行は組合員の教育事業のみ) 等

4 経営・責任体制の強化

機関の権限の明確化等により、組合内部のガバナンスを強化するとともに、生協外部からの監視機能を強化する

- ・ 理事会、代表理事に関する規定の整備・充実
- ・ 員外監事の設置の義務づけ
- ・ 行政庁による解散命令の強化(法令違反全般について、解散命令を発動することを可能とする)
- ・ 行政庁による役員解任命令の新設 等

5 貸金業者の流入防止

貸金業法の改正による生協への貸金業者の流入を防ぐため、適切な事業実施のための措置を講ずる

- ・ 参入条件(純資産額規制)の設定
- ・ 貸付事業規約に対する行政庁の認可制の導入 等

施行期日

平成20年4月1日

(ただし、5の貸金業者の流入防止は、別に政令で定める日(貸金業法改正の施行期日を考慮し決定))

1 契約者保護

共済事業を取り巻く状況の変化

【共済事業の規模の拡大】
(契約件数の増加、事業の複雑化等)

【契約者保護の必要性】
※現行生協法においては、契約者保護のための規定がほとんど設けられていない。

【他法の整備状況】
(農協法は平成16年に、中小企業等協同組合法は本年6月に改正済み)

契約者保護の観点から、その健全性を担保することは時代の要請であることから、生協の特質を踏まえた上で、以下のような見直しを行うこととする。

規制の適用範囲

○共済事業規約の認可が不要とされている共済金額の見直し

透明性

○経営情報の公開の義務づけ
○外部監査

健全性

○諸準備金の充実
○共済計理人の活用
○共済事業とのリスク遮断
○健全性基準

入口規制

○最低出資金

契約締結時の契約者保護

○共済募集時の禁止行為等
○共済代理店
○クーリングオフ

破綻時の契約者保護

○契約条件の変更
○契約の包括移転

円滑な事業実施

○共済金の最高限度の見直し
○保険代理
○資産運用
○事業規約変更の手続の簡素化

2 事業の区域と利用者の範囲

[1] 事業の区域

- 地域生協は、都道府県の区域を越えて設立することができないこととなっている（職域生協でやむを得ない事情のあるものや連合会を除く。）

生協が実施する購買事業をめぐる状況の変化

【道路整備、モータリゼーションの進展】

- 県境を超えた店舗利用のニーズ
- 店舗等の購買事業の効率的な展開は県域と一致せず

【生協の状況】

- 店舗事業は、生協の中核事業の1つ
- くらしの助け合い活動など、組合員の相互扶助に基づく福祉活動も、店舗などを活用して展開

生協としての特質

- 県域規制の対象となっている地域生協は「一定の地域による人と人との結合」。

購買事業の実施のために必要な場合には、主たる事務所の所在地である都府県の隣接都府県に限って、都道府県の区域を越えて地域生協の区域を設定できることとする。

組合員サービスの向上

[2] 利用者の範囲

○ 生協法では、組合員以外の者にその事業を利用させることは原則禁止されており、厚生労働省令で定める場合を除いては、行政庁の許可がなければ員外利用をさせることができない制度となっている

生協としての特質

○ 生協は「一定の地域又は職域による人と人との結合」であり、その実施する事業は、一定の地域や職域で結びついた組合員を対象としている点が、その他の小売業とは異なる

生協をめぐる状況の変化

○ 災害時の緊急物資供給など、組合員以外に対する活動ではあるが、社会に貢献することが求められている場面が増加



○ 員外利用は認めず、例外的に認められる場合については、法令上、許可を要するものと要しないものに区分した上で、個別具体的に限定して定める。(中小小売業者の事業活動に影響を及ぼすおそれがないと考えられる場合は、許可不要とする)

○ 員外利用が認められる場合の員外利用の限度を、原則、組合員の利用分量の100分の20として、法令上定める。ただし、強い公益性がある場合などは、より緩和された員外利用限度を設けることとする。

許可なし

- ・自賠責共済(制限なし)
- ・災害時の緊急物資の提供(制限なし)
- ・専売品等の提供(制限なし)
- ・行政の委託事業(制限なし)
- ・体育施設、教養文化施設の利用(制限なし)
- ・医療福祉事業(100分の100)
- ・母体企業、大学による利用(100分の20)
- 等

許可あり

- ・山間へき地(100分の20)
- ・保育所等への食材提供(100分の20)
- ・生協間の物資提供(100分の20) 等

3 公共的活動の推進

医療・福祉の性格

医療・福祉の公共性

医療・福祉の継続性

医療保険制度や介護保険制度からの保険給付により生じた剰余が、医療・福祉サービスの再生産のために用いられることが望ましい

医療・福祉事業の適正化

<医療・福祉事業に係る剰余金の割戻しの制限>

○ 一定の医療・福祉事業を行う生協について、次の見直しを行う。

- ・医療、福祉ごとに特別の会計を設けた上で、資金流用を制限
- ・対象事業に係る剰余金の割戻しの禁止

<員外利用限度の設定>

医療・福祉事業については、組合員のための事業という協同組合の原則を崩さない範囲内で、員外利用限度を組合員の利用分量の100分の100とし、法令上明確にする。
(現行は制限なし)

<医療・福祉事業の法定化>

上記の見直しに伴い、生協が行う事業として生協法に独立して規定する。

社会等の変化

社会の変化

少子高齢化、地域におけるつながりの希薄化

生協をめぐる状況の変化

福祉に対する組合員ニーズ、地域における組合員活動等にみられる生協の社会的役割の増大

<剰余金の使途たる事業の拡大>

組合員による福祉活動（くらしの助け合い等の家事援助活動、食事会・配食サービス、子育て支援活動等）を育成する観点から、当該活動に助成する事業についても、繰越義務がある剰余金の使途として追加する。
(現在は、組合員の教育事業のみ剰余金の繰越を義務づけている。)

4 経営・責任体制の強化

生協を取り巻く状況の変化

- 生協が実施する事業の複雑化
- 事業協同組合など他の協同組合も近年ガバナンス強化の動き

生協の現状

- 生協法には、理事会等に関する規定がないなど、不備な点が多い。
(ただし、法令上の規定はない場合であっても、一部の規定については、通知(模範定款例)により既に導入されている)

機関の権限の明確化等により、組合内部のガバナンスを強化するとともに、生協外部からの監視機能を強化するため、以下のとおり、必要な見直しを行う。

組合員の意思が 反映される運営の確保

(例)

- 組合員訴訟(総会決議取消の訴え等)の制度化
- 理事及び監事の報酬決定手続に関する規定の整備
- 総会の招集手続に関する規定の整備
- 役員を選出方法(選任制度の導入等)に関する規定の整備

機関の権限の法定化・ 機関相互間の権限の明確化

(例)

- 理事会、代表理事に関する規定の整備・充実
- 役員が組合や第三者に対する責任(善管注意義務等)の創設
- 理事の自己契約・利益相反取引に関する承認等
- 監事の基本的な職務(監査報告の作成等)の追加

生協に対する 外部監視機能等の強化

(例)

- 員外理事枠の拡大
- 員外監事設置の義務付け
- 理事会議事録の作成、備付け・閲覧
- 行政庁による解散命令の強化(法令違反全般について、解散命令を発動することを可能とする)等

5 貸金業者の流入防止

現 状

- 生協の行う貸付事業は、生協法第10条第1項第4号の「**共済を図る事業**」の一つとして実施
 - ・ 法令上、貸付限度額、貸付金利など貸付条件に関する規定や貸付事業固有の規制(取り立て行為の制限など)はなく、
 - ・ 通知においても、利率について年12%以下としているが、その他の規制はなされていない。
- 生協の行う貸付事業は、貸金業の規制等に関する法律第2条第1項第5号の「**資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものが行うもの**」に該当することから、同法の「**貸金業**」に当たらず、資金需要者等の保護を目的とした同法は適用されていない。

改正の趣旨

- 昨年の臨時国会において、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、貸金業者に対する規制が強化されたが、生協法においては貸付事業に関する規制が設けられていないことから、貸金業法改正により貸金業者が生協に流入するおそれがある。

改正の内容

- 貸付事業の適正な運営及び組合員の利益を図るための必要な措置
 - ・ 貸付利率の上限の設定、過剰貸付の防止、勧誘、債権の取立て等に関し生協が講ずべき措置の規定
- 貸付事業規約に関する行政の認可制の導入
 - ・ 貸付事業規約の設定、変更、廃止については行政庁の認可を受けなければその効力を生じないものとする
- 純資産額規制の導入
 - ・ 事業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額以上でなければならないこととし政令で定める金額は、5000万円を下回ってはならないこととする(貸付業法の金額とあわせる)
- 認可後、措置すべき事項の内容から見て適当でない事業を実施している組合については、以下の行政措置により事業の適切な実施を担保
 - ・ 報告徴収又は検査
 - ・ 業務改善命令、事業の停止又は役員解任命令、解散命令
 - ・ 認可の取消し

県域規制・員外利用について

県域規制について

- 現在、地域生協は都道府県の区域を越えて設立することができないこととされていたが、モータリゼーションの進展等による生活圏の拡大等に伴い、同一の生活圏内に存在する他県生協の店舗等が利用できないという「県境問題」が発生している。
- 改正生協法においては、地域生協は、購買事業の実施のために必要がある場合には、主たる事務所の所在地の都府県及び当該都府県に隣接する都府県を区域として、これを設立することができることとした。

(区域)

第5条 組合は、都道府県の区域を越えて、これを設立することができない。ただし、職域による消費生活協同組合であつてやむを得ない事情のあるもの及び消費生活協同組合連合会(以下「連合会」という。)は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、地域による消費生活協同組合は、第10条第1項第1号の事業の実施のために必要がある場合その他厚生労働省令で定める場合に該当する場合には、主たる事務所の所在地の都府県及び当該都府県に隣接する都府県を区域として、これを設立することができる。ただし、当該消費生活協同組合が同号の事業と同号の事業以外の事業とを併せ行う場合であつて、当該隣接する都府県を区域として同号の事業を実施することが当該同号の事業以外の事業の実施に重大な影響を及ぼすおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合は、この限りでない。

県域拡大させることができる場合

- ・購買事業の実施のために必要がある場合には、その生活圏として認められる範囲内で県域拡大できることとする。
- ・ただし、共済事業を行っている地域生協については、県域拡大はできないこととする。(第1段パブコメ省令第②条)

※生協の区域については、定款に定めることとされており、区域に係る定款変更を行う際の認可において、行政庁が判断することとなる。

この定款変更の申請は、県域拡大前に所管している行政庁が受け、購買事業の実施のために必要がある生活圏の範囲内における変更か等の点から判断し、その後、県域拡大したことによって所管することとなる行政庁(本省又は厚生局)において、当該定款変更について認可することとなる。

なお、生協が県域拡大する可能性がある旨の情報を得た時点で、県域拡大したことによって所管することとなる行政庁に情報をいただくようお願いする。

員外利用について

- 現在、組合員以外の者による事業の利用(員外利用)は原則禁止され、厚生労働省令で定める場合を除き、行政庁の許可を得なければこれを行ってはならないこととされている。
- 改正生協法においては、消費者の相互扶助組織であるという生協制度の本旨を踏まえ、員外利用の原則禁止は引き続き維持する一方、員外利用させることができる場合を法令上定めるとともに、その場合の利用分量の額の上限を定めることとした。

[1] 員外利用させることができる場合

【】は、員外利用限度(一事業年度における、組合員以外の利用分量/組合員の利用分量)

行政庁の許可なしで利用させることができる場合

- ・自動車損害賠償責任共済契約に関して、契約締結者を非組合員に相続する場合等一定の場合(法第12条第3項第1号)
- ・災害時の緊急物資の提供(法第12条第3項第2号)
- ・行政の委託を受けて行う事業を利用させる場合(法第12条第3項第3号)
- ・特定物品の提供(法第12条第3項第4号)

※「特定物品」とは、厚生労働省令で、酒類、たばこを規定する予定(第1段パブコメ省令第⑦条)

- ・組合が所有する体育施設その他の施設の利用(法第12条第3項第5号)

※員外利用させてもよい組合所有の施設として、体育施設、教養文化施設を規定する予定(第1段パブコメ省令第⑧条)

「体育施設」とは、体育館、運動場等を想定している。

「教養文化施設」とは、集会場、会議室、談話室、娯楽室、研修室等を想定している。

【以上の場合、員外利用限度は無制限である。】

- ・医療事業・福祉事業の利用(法第12条第4項) 【100/100】
- ・職域組合が、職域に係る者であって厚生労働省令で定めるものに購買事業を利用させる場合(法第12条第4項第1号)

※「職域に係る者であって厚生労働省令で定めるもの」とは、その組合の職域の母体となる法人(法人格を有していない場合も含む。)を規定する予定。(第1段パブコメ省令第⑩条) 【20/100】

行政庁の許可を得て利用させることができる場合

- ・山間へき地における生活に必要な物品の提供(法第12条第4項第2号) 【20/100】
- ・保育所等への食材等の提供(第1段パブコメ省令第⑪条第1号イ) 【20/100】
- ・職域組合における職務等の理由による来訪者への物品の提供(第1段パブコメ省令第⑪条第1号ロ) 【20/100】
- ・生協間の物資提供(第1段パブコメ省令第⑪条第1号ハ) 【20/100】
- ・イベントを開催した場合の物品の提供(第1段パブコメ省令第⑪条第1号ニ) 【20/100】
- ・職域組合における職務等の理由による来訪者の食堂の利用(第1段パブコメ省令第⑪条第2号) 【20/100】
- ・納骨堂の利用(第1段パブコメ省令第⑪条第3号) 【100/100】
- ・山間へき地における利用事業の利用(第1段パブコメ省令第⑪条第4号) 【20/100】

[2] 利用分量限度

法第10条各号(事業の種類)別の利用分量の見方と把握方法

事業種類	法律上で定められた員外利用分量のとり方	把握方法	利用限度
購買事業(1号)	購買事業全体でひとまとめにした利用分量を把握	店舗のレジなど(金額ベース)	20/100
利用事業(2号)	利用事業のうち、厚生労働省令で定める場合ごとの利用分量を把握	利用施設ごとに把握(金額ベース) 例 食堂利用の場合、食堂のレジ	場合ごと
生活文化事業(3号)	体育施設、教養文化施設の利用の場合(無制限)のみである。		
共済事業(4号)	自賠償契約締結者の相続等の場合(無制限)のみである。		
教育事業(5号)	教育事業の員外利用は規定しない予定		
医療事業(6号)	医療事業全体でひとまとめにした利用分量を把握	金額ベース(医療のレセプトで員外利用の正確な金額の把握が困難な場合は、総額を人数割りする方法なども認める)	100/100
福祉事業(7号)	福祉事業全体でひとまとめにした利用分量を把握	金額ベース(介護保険など正確な金額の把握が困難な場合は、総額を人数割りする方法なども認める)	100/100

[3] 行政庁による員外利用の許可

員外利用の許可の申請には、申請書に以下の次項を記載した書類を添付する必要がある。(第1段パブコメ省令第⑫条)

・事業の種類

※法令において許可によって員外利用を行うことができる場合として規定している場合のうち、どれに当てはまるかがわかるよう記載。

・組合員以外の者に事業を利用させる理由

・組合員の事業の利用方法及び利用程度

・組合員以外の者に事業を利用させる方法及び程度

※利用限度を設けているため、組合員による利用分量と組合員以外による利用分量とを区別するのにどのような方法を用いるか、利用限度を超えない見込みであるか等がわかるよう記載。

なお、今までに許可を出してきた事由であっても、改正法施行以降においても員外利用させる場合には、許可を取り直すこととする。

共済事業について

共済事業に関する改正等について

1 共済事業に関する改正の趣旨及び主な改正内容

共済事業については、かつては慶弔見舞金程度のものであったが、近年では、契約件数の増加や共済種類の多様化により、保険及び共済全体に占める生協の共済事業の規模も大きくなっている。このような中、保険契約者の保護については、保険業法（平成7年法律第105号）に基づき一定の規制が行われており、他の協同組合法についても、共済契約者の保護のための見直しが行われたところであり、改正生協法においては、生協における共済事業についても、契約者保護の観点から、必要な規制を整備することとした。

① 共済事業の健全性の確保

- 財政的に脆弱な組合が共済事業を行う場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う組合の最低限保有しなければならない出資の総額（最低出資金）を規定
- 他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業の健全性を脅かすことを避ける必要があることから、共済事業を行う組合が他の事業を行うことを制限（兼業規制）
- 自己資本を充実させ、十分な支払余力を確保するとともに、支払余力を示す行政上の指標やそれに基づく行政上の是正措置を定め、財務の健全性を担保するための措置を規定
- 契約が長期にわたり共済数理の知識及び経験を必要とする場合等については、共済数理の専門家による関与を義務付けることが適当であることから、共済計理人を選任し、共済掛金の算出方法その他の事項に係る共済の数理に関する事項に関与させることを規定 等

② 共済事業に係る透明性の確保

- 共済事業を行う組合は、毎事業年度、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、公衆の縦覧に供しなければならないことを規定
- 共済事業を行う組合の外部監査（会計監査人の監査）について規定 等

③ 共済募集に係る契約者の保護

- 組合やその役職員などに対して、共済契約の締結等に関して共済契約者等

に対して虚偽のことを述べることを禁止するなど、共済募集時の行為規制を規定 等

④ 共済契約の包括移転および契約条件の変更

○ 組合の破綻等による契約者の不利益を未然に回避するために、共済契約の包括移転および契約条件の変更について規定

⑤ 共済事業の円滑な事業運営の確保

○ 共済掛金及び共済金の最高限度については、定款の認可で足りることと規定 等

2 貸付事業に関する改正の趣旨及び主な改正内容（平成19年12月19日施行）

貸付事業については、生協法第10条第1項第4号の「組合員の生活の共済を図る事業」の一つとして行われているところであるが、改正前の生協法においては貸付事業に関する規制が設けられていないため、貸付けを受ける組合員の保護が十分に図れないおそれがあった。また、現在、生協が行う貸付事業については、貸金業法（昭和58年法律第32号）が適用されないこととなっており、貸付事業に関する規制が設けられていない中で、昨年の貸金業の規制等に関する法律等の改正により、貸金業者としての登録が困難となった事業者が生協を設立して貸金業を行うおそれがある。

このため、改正生協法では、貸付けを受ける組合員の保護を図るとともに、貸金業者の流入防止を図り、貸付事業の適正な実施を確保するための規定を整備することとした。

① 参入条件（純資産額規制）の設定

② 貸付事業規約に対する行政庁の認可制の導入 等

3 その他

平成17年通常国会において保険業法が改正され、「根拠法のない共済」いわゆる「無認可共済」が契約者保護の観点から、保険業法の適用を受けることとなり、平成18年4月に施行されたところである。

これにより、従来「無認可共済」として共済事業を行ってきた者は、保険業法に基づく保険会社あるいは少額短期保険業者に移行又は廃業や事業譲渡をすることとなる

が、一部の事業者においては、生協としての法人格を取得し共済事業を行っていかうとする動きが見受けられるところである。

上記のような新たに設立される生協の認可にあたっては、生協法関係法令通知に則って、適正な審査のうえ、ご判断願いたい。

(参考条文)

○ 凡例

法 律：消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律（平成19年法律第47号）第3条の規定による改正後の消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）

法 律 附 則：消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律（平成19年法律第47号）附則

政 令：消費生活協同組合法施行令（平成19年政令第373号）

経過措置政令：消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成19年政令第374号）

施行規則案：平成19年12月26日から平成20年1月15日までの間、パブリックコメントとして意見募集を行った「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する等の省令案」の規定による改正後の消費生活協同組合法施行規則案（昭和23年大蔵省、法務庁、厚生省、農林省令第1号）

○ 法律第12条の2

(共済契約)

第十二条の二 共済事業を行う組合は、他の組合その他政令で定める者以外の者に対して、その組合のために行う共済契約の締結の代理又は媒介の業務を委託してはならない。ただし、責任共済の契約及びこれに類する共済契約であつて厚生労働省令で定めるものの締結の代理又は媒介の業務については、この限りでない。

2 前項の政令で定める者は、共済契約者、被共済者、共済金額を受け取るべき者その他の関係者（以下「共済契約者等」という。）の保護に欠けるおそれが少ない場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合に限り、他の法律の規定にかかわらず、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行うことができる。

3 保険業法第二百八十三条の規定は共済事業を行う組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店（組合の委託を受けて、当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者であつて、当該組合の役員又は使用人でないものをいう。以下同じ。）並びにその役員及び使用人が行う当該共済事業を行う組合の共済契約の募集について、同法第二百九十四条の規定は共済契約の募集を行う共済事業を行う組合の役員及び使用人並びに当該共済事業を行う組合の共済代理店並びにその役員及び使用人について、同法第二百九十五条の規定は共済代理店について、同法第三百条の規定は共済事業を行う組合及びその共済代理店（これらの者の役員及び使用人を含む。）について、同法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は共済代理店について、同法第三百九条の規定は共済事業を行う組合に対し共済契約の申込みをした者又は共済契約者が行う共済契約の申込みの撤回又は解除について、同法第三百十一条の規定はこの項において準用する同法第三百五条の規定による立入り、質問又は検査をする職員について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百九十四条第三号、第二百九十五条、第三百条第一項第七号及び第九号並びに第三百九条第一項第一号、第二項、第三項、第五項及び第六項中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百条第一項中「次条に規定する特定保険契約」とあるのは「消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約」と、同項第八号中「特定関係者（第百条の三（第二百七十二条の十三

第二項において準用する場合を含む。第三百一条において同じ。)に規定する特定関係者及び第百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。）、当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をいう。）とあるのは「子会社等（消費生活協同組合法第五十三条の二第二項に規定する子会社等をいう。）」と、同条第二項中「第四条第二項各号、第百八十七条第三項各号又は第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「定款又は消費生活協同組合法第二十六条の三第一項に規定する規約」と、同法第三百五条及び第三百六条中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、同法第三百七条第一項中「内閣総理大臣」とあるのは「行政庁」と、「次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は」とあるのは「第三号に該当するときは、」と、「業務の全部若しくは一部」とあるのは「共済契約の募集」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 法律第96条の2

(行政庁への届出)

第九十六条の二 共済事業を行う組合は、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を行政庁に届け出なければならない。

- 一 共済代理店の設置又は廃止をしようとするとき。
- 二 共済計理人を選任したとき、又は共済計理人が退任したとき。
- 三 子会社等を新たに有することとなつたとき。
- 四 子会社等が子会社等でなくなつたとき。
- 五 第五十三条の二第一項又は第二項の規定により説明書類の縦覧を開始したとき。
- 六 その他厚生労働省令で定める場合に該当するとき。

○ 法律附則第34条

第三十四条 この法律の施行の際現に存する組合については、新協同組合法第九十六条の二の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

最低出資金関係

○ 法律第54条の2

(共済事業を行う組合の出資の総額)

第五十四条の二 共済事業を行う消費生活協同組合であつてその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会の出資の総額は、厚生労働省令で定める区分に応じ、厚生労働省令で定める額以上でなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める額は、消費生活協同組合の出資の総額にあつては一億円、連合会の出資の総額にあつては十億円を、それぞれ下回つてはならない。

○ 政令第18条

(共済事業を行う組合の出資の総額)

第十八条 法第五十四条の二第一項の政令で定める基準は、事業年度の開始の時ににおける組合員の総数が千人であることとする。

○ 施行規則案第60条

(出資の総額の最低限度)

第60条 法第五十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める区分は次の各号に掲げる区分とし、同項の厚生労働省令で定める額は当該区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 共済事業を行う消費生活協同組合であつてその組合員の総数が令第十八条に定める基準を超えるもの 一億円

二 共済事業を行う連合会 十億円

○ 法律附則第31条

第三十一条 この法律の施行の際現に存する共済事業を行う組合であつてその出資の総額が新協同組合法第五十四条の二第一項の厚生労働省令で定める額に満たないものについては、同項の規定は、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

兼業規制関係

○ 法律第10条第3項

(事業の種類)

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一～八 (略)

2 (略)

3 共済事業を行う消費生活協同組合であつてその收受する共済掛金の総額が政令で定める基準を超えるもの若しくはその交付する共済金額が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会は、第一項の規定にかかわらず、共済事業、受託共済事業及び同項第五号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに前項の事業のほか、他の事業を行うことができない。ただし、厚生労働省令で定めるところにより、行政庁の承認を受けたときは、この限りでない。

○ 政令第1条

第一条 共済掛金の総額に係る消費生活協同組合法（以下「法」という。）第十条第三項の政令で定める基準は、当該事業年度の前々事業年度の年間收受共済掛金総額（一事業年度において收受した共済掛金又は收受すべきことの確定した共済掛金（当該共済掛金のうちに払い戻したもの又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額）その他厚生労働省令で定めるものの合計額から当該事業年度において支払った解約返戻金又は支払うべきことの確定した解約返戻金の合計額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）及び前事業年度の年間收受共済掛金総額がそれぞれ十億円であることとする。

2 共済金額に係る法第十条第三項の政令で定める基準は、一の被共済者当たりの共済金額が百万円であることとする。

○ 施行規則案第⑤条

(他の事業を行う場合の行政庁の承認)

第⑤条 法第十条第三項ただし書に規定する承認（消費生活協同組合の行う共済事業が、共済事業を行う他の組合との契約により連帯して共済契約による共済責任を負担し、かつ、当該共済責任について負担部分を有しない場合に限る。）を受けようとする

きは、申請書に次に掲げる書類を添えて行政庁に提出しなければならない。

- 一 承認申請に係る事業の内容を記載した書面
- 二 承認申請に係る事業に係る三事業年度の事業計画書
- 三 承認申請に係る事業に係る三事業年度の収支予算書
- 四 承認申請を行う組合の共済事業に係る共済事業規約
- 五 その他参考となるべき事項を記載した書類

○ 法律附則第4条

第四条 共済事業（第二条の規定による改正後の消費生活協同組合法（以下「新協同組合法」という。）第十条第二項の共済事業をいう。以下同じ。）を行う消費生活協同組合であつてその收受する共済掛金の総額が政令で定める基準を超えるもの若しくはその交付する共済金額が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会であつて、この法律の施行の際現に共済事業、受託共済事業（同条第二項の受託共済事業をいう。）及び同条第一項第五号の事業並びにこれらに附帯する事業並びに同条第二項の事業以外の事業（以下この条において「共済等以外事業」という。）を併せ行うものは、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年を経過する日までの間は、新協同組合法第十条第三項の規定にかかわらず、引き続き当該共済等以外事業を行うことができる。

○ 経過措置政令第2条

（改正法附則第四条の政令で定める基準）

第二条 共済掛金の総額に係る改正法附則第四条の政令で定める基準は、当該事業年度の前々事業年度の年間收受共済掛金総額（一事業年度において收受した共済掛金又は收受すべきことの確定した共済掛金（当該共済掛金のうちに払い戻したもの又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額）その他厚生労働省令で定めるものの合計額から当該事業年度において支払った解約返戻金又は支払うべきことの確定した解約返戻金の合計額を控除した額をいう。以下同じ。）及び前事業年度の年間收受共済掛金総額がそれぞれ十億円であることとする。

2 共済金額に係る改正法附則第四条の政令で定める基準は、一の被共済者当たりの共済金額が百万円であることとする。

模範定款例について

(注) この模範定款例は、関係者の準備に資するため、現時点での案を提示したものであり、今後変更がありえる。

○ 消費生活協同組合模範定款例比較表

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行	備考
<p>厚生省発社授発第4号 平成12年1月7日 一部改正厚生労働省発社授第1216003号 平成14年12月16日 一部改正厚生労働省発社授第0331017号 平成18年3月31日 一部改正厚生労働省発社授第0501001号 平成18年5月1日 一部改正厚生労働省発社授第 号 平成 年 月 日</p> <p>消費生活協同組合模範定款例</p> <p>〇〇(消費)生活協同組合定款</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条-第5条) 第2章 組合員及び出資金(第6条-第19条) 第3章 役員(第20条-第44条) 第4章 (総代会及び)総会(第45条-第60条) 第5章 事業の執行(第61条-第62条) 第6章 会計(第63条-第75条) 第7章 解散(第76条-第77条) 第8章 雑則(第78条-第80条) 附則</p>	<p>厚生省発社授発第4号 平成12年1月7日 一部改正厚生労働省発社授第1216003号 平成14年12月16日 一部改正厚生労働省発社授第0331017号 平成18年3月31日 一部改正厚生労働省発社授第0501001号 平成18年5月1日</p> <p>消費生活協同組合模範定款例</p> <p>〇〇(消費)生活協同組合定款</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条-第5条) 第2章 組合員及び出資金(第6条-第19条) 第3章 役員(第20条-第43条) 第4章 (総代会及び)総会(第44条-第57条) 第5章 事業の執行(第58条-第59条) 第6章 財務(第60条-第72条) 第7章 解散(第73条-第75条) 第8章 雑則(第76条-第78条) 附則</p>	

第1章 総則

(目的)
第1条 この消費生活協同組合(以下「組合」という。)は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

(名称)
第2条 この組合は、〇〇(消費)^(a)生活協同組合という。
(注)組合の名称として「消費生活」という文字を使用する組合にあっては「消費生活協同組合」と、「消費生活」という文字でなく「生活」という文字を使用する組合にあっては「生活協同組合」と規定するものである。

(事業)
第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。^(a)
(1) 組合員の生活に必要な物資を購入し(、これに加工し又は生産し)て組合員に供給する事業
(2) 組合員の生活に有用な協同施設(第5号及び第6号に掲げるものを除く。)を設置し、組合員に利用させる事業
(3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
(4) 組合員の生活の共済を図る事業^{(a)2}
(5) 組合員に対する医療に関する事業^{(a)3}
(6) 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であって組合員に利用させるもの^{(a)3}

第1章 総則

(目的)
第1条 この消費生活協同組合(以下「組合」という。)は、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする。

(名称)
第2条 この組合は、〇〇(消費)^(a)生活協同組合という。
(注)組合の名称として「消費生活」という文字を使用する組合にあっては「消費生活協同組合」と、「消費生活」という文字でなく「生活」という文字を使用する組合にあっては「生活協同組合」と規定するものである。

(事業)
第3条 この組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。^(a)
(1) 組合員の生活に必要な物資を購入し(、これに加工し又は生産し)て組合員に供給する事業
(2) 組合員の生活に有用な協同施設(第5号に掲げるものを除く。)を設置し、組合員に利用させる事業
(3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
(4) 組合員の生活の共済を図る事業^{(a)2}
(5) 組合員の保健医療の向上及び福祉の増進を図る事業^{(a)2}

改正生協法第10条

(7) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業^(a)。

(8) 前各号の事業に附帯する事業^(a)、^{(a)5}

(注) 1 本条中第1号から第6号までは、現に組合が行っているもの及び行おうとしている事業を規定するものである。

(注) 2 共済事業の受託事業のみを行う組合においても本号を規定し、第66条に「第3条第4号に規定する組合員の生活の共済を図る事業は、〇〇生活協同組合連合会が行う〇〇共済事業の受託共済事業とする。」というように規定するものである。また、本号の事業のうち、共済事業（法第10条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）又は受託共済事業（法第10条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を行う組合で保険代理に関する事業を行う場合には別号として「保険代理に関する事業」と規定する必要がある。

(注) 3 本号に規定する事業のうち、事業の実施に当たり行政庁の指定、委託又は許可を受ける必要がある等行政庁の関与する側面が強い事業については、行政庁関係部局と十分打ち合わせを行うことが必要とされるものである。

(注) 4 本事業は、法第51条の4第4項に規定するように、毎事業年度における剰余金の一部を翌事業年度のこのための費用として支出するために繰り越さなければならないものとされていることから、組合として必ず行わなければならない事業であるので、必ず規定

(6) 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業^(a)。

(7) 前各号の事業に附帯する事業^(a)。

(注) 1 本条中第1号から第5号までは、現に組合が行っているもの及び行おうとしている事業を規定するものである。

(注) 2 共済事業の受託事業のみを行う組合においても本号を規定し、第59条に「第3条第4号に規定する組合員の生活の共済を図る事業は、〇〇生活協同組合連合会が行う〇〇共済事業の受託共済事業とする。」というように規定するものである。

(注) 3 本条中第5号は、法第10条第1項第2号に基づく事業であるが、本号事業を現に行い及び行おうとしている組合は、第2号から明確に区分し、本号のように規定するものである。

なお、本号に規定する事業のうち、事業の実施に当たり行政庁の指定、委託又は許可を受ける必要がある等行政庁の関与する側面が強い事業については、行政庁関係部局と十分打ち合わせを行うことが必要とされるものである。

(注) 4 本事業は、法第51条第4項に規定するように、毎事業年度における剰余金の一部を翌事業年度のこのための費用として支出するために繰り越さなければならないものとされていることから、組合として必ず行わなければならない事業であるので、必ず規定す

削除

定する必要がある。

(注) 5 本事業は、組合の事業執行の円滑化のため、できる限り規定すべきものである。

(区域)

第4条 この組合の区域は、〇〇の地（職）^(a)域とする。

(注) 地域により組合の区域を規定する場合は、「この組合の区域は、東京都千代田区の地域とする。」又は「この組合の区域は、神奈川県小田原市及び足柄下郡箱根町の地域とする。」というように規定し、職域により組合の区域を規定する場合は、「この組合の区域は、日本産業株式会社、日本産業労働組合、日本産業健康保険組合及び日本産業生活協同組合の職域とする。」又は「日生工業株式会社、日生サービス株式会社及び日生商事株式会社の職域とする。」というように規定するものである。

(事務所の所在地)

第5条 この組合は、事務所を〇〇都（道府県）〇〇市（区町村）に置く。

(事務所の所在地)

(第5条 この組合は、主たる事務所を〇〇都（道府県）〇〇市（区町村）に、従たる事務所を〇〇都（道府県）〇〇市（区町村）に置く。）^(a)

(注) 従たる事務所を設ける組合にあっては、括弧書の例により本条を規定するものである。

る必要がある。

(注) 5 本事業は、組合の事業執行の円滑化のため、できる限り規定すべきものである。

(区域)

第4条 この組合の区域は、〇〇の地（職）^(a)域とする。

(注) 地域により組合の区域を規定する場合は、「この組合の区域は、東京都千代田区の地域とする。」又は「この組合の区域は、神奈川県小田原市及び足柄下郡箱根町の地域とする。」というように規定し、職域により組合の区域を規定する場合は、「この組合の区域は、日本産業株式会社、日本産業労働組合、日本産業健康保険組合及び日本産業生活協同組合の職域とする。」又は「日生工業株式会社、日生サービス株式会社及び日生商事株式会社の職域とする。」というように規定するものである。

(事務所の所在地)

第5条 この組合は、事務所を〇〇都（道府県）〇〇市（区町村）に置く。

(事務所の所在地)

(第5条 この組合は、主たる事務所を〇〇都（道府県）〇〇市（区町村）に、従たる事務所を〇〇都（道府県）〇〇市（区町村）に置く。）^(a)

(注) 従たる事務所を設ける組合にあっては、括弧書の例により本条を規定するものである。

法第5条

(組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に住所を有する(区域内に勤務する)^(a)者、この組合の組合員となることができる。

2 この組合の区域内に勤務地を有する(区域の付近に住所を有する者又は当該区域内に勤務していた)^(a)者でこの組合の事業(施設)^(a)2を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

(注) 1 地域組合にあつては、本条第1項を「住所を有する者」、第2項を「区域内に勤務地を有する者」と、職域組合にあつては、本条第1項を「区域内に勤務する者」、第2項を「区域の付近に住所を有する者又は当該区域内に勤務していた者」と規定するものである。なお、職域組合のうち、法令で定める学校を職域とするもので当該学校の学生を組合員とする場合には、第1項の括弧書きを「区域内に勤務又は通学する者」と規定するものである。

(注) 2 ここに規定する「施設」は、利用事業における協同施設という意味でなく、組合の事業全般を含めた意味であるが、「施設」という文字が適当でないと認められる場合は、「事業」と規定するものである。

(組合員の資格)

第6条 この組合の区域内に住所を有する(区域内に勤務する)^(a)者、この組合の組合員となることができる。

2 この組合の区域内に勤務地を有する(区域の付近に住所を有する)^(a)者でこの組合の事業(施設)^(a)2を利用することを適当とするものは、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

(注) 1 地域組合にあつては、本条第1項を「住所を有する者」、第2項を「区域内に勤務地を有する者」と、職域組合にあつては、本条第1項を「区域内に勤務する者」、第2項を「区域の付近に住所を有する者」と規定するものである。

(注) 2 ここに規定する「施設」は、利用事業における協同施設という意味でなく、組合の事業全般を含めた意味であるが、「施設」という文字が適当でないと認められる場合は、「事業」と規定するものである。

法第14条

(加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額(出資第1回の払込み金額)^(a)を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の申込みを拒んではならな

(加入の申込み)

第7条 前条第1項に規定する者は、組合員となろうとするときは、この組合の定める加入申込書に引き受けようとする出資口数に相当する出資金額(出資第1回の払込み金額)^(a)を添え、これをこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の申込みを拒んではならな

い。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。

3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(注) 組合加入者の組合に対する出資を第16条の規定により、全額一時払込みとしている組合にあつては、「出資金額」とし、分割払込みとしている組合にあつては、「出資第1回の払込み金額」と規定するものである。

い。ただし、前項の申込みを拒むことにつき、理事会において正当な理由があると議決した場合は、この限りでない。

3 この組合は、前条第1項に規定する者の加入について、現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付さないものとする。

4 第1項の申込みをした者は、第2項ただし書の規定により、その申込みを拒まれた場合を除き、この組合が第1項の申込みを受理したときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(注) 組合加入者の組合に対する出資を第16条の規定により、全額一時払込みとしている組合にあつては、「出資金額」とし、分割払込みとしている組合にあつては、「出資第1回の払込み金額」と規定するものである。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、理事会において前項の申請を承認^(a)したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金(出資第1回の払込み金)^(a)2の払込みをしなければならない。

4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金(出資第1回の払込み金)^(a)2の払込みをしたときに組合員となる。

(加入承認の申請)

第8条 第6条第2項に規定する者は、組合員となろうとするときは、引き受けようとする出資口数を明らかにして、この組合の定める加入承認申請書をこの組合に提出しなければならない。

2 この組合は、理事会において前項の申請を承認^(a)したときは、その旨を同項の申請をした者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、速やかに出資金(出資第1回の払込み金)^(a)2の払込みをしなければならない。

4 第1項の申請をした者は、前項の規定により出資金(出資第1回の払込み金)^(a)2の払込みをしたときに組合員となる。

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(注) 1 理事会で個別に承認するという方法ではなく、あらかじめ理事会等で組合加入の承認に関する基準を作成し、その基準に適合する者については、承認されたものとして取り扱い、理事会に事後報告する等の適切と認められる方法を探っても差し支えない。

(注) 2 第7条(注)を参照のこと。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日^(a)前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(注) 法第19条第2項の規定により、90日以上1年以内の日数ならば任意に定めて差し支えないが、あまり長期間にわたることは脱退の自由の原則からみて望ましくなく、一般的には90日位が適当であろう。

(法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除名)

5 この組合は、組合員となった者について組合員証を作成し、その組合員に交付するものとする。

(注) 1 理事会で個別に承認するという方法ではなく、あらかじめ理事会等で組合加入の承認に関する基準を作成し、その基準に適合する者については、承認されたものとして取り扱い、理事会に事後報告する等の適切と認められる方法を探っても差し支えない。

(注) 2 第7条(注)を参照のこと。

(届出の義務)

第9条 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

(自由脱退)

第10条 組合員は、事業年度の末日の90日^(a)前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(注) 法第19条第2項の規定により、90日以上1年以内の日数ならば任意に定めて差し支えないが、あまり長期間にわたることは脱退の自由の原則からみて望ましくなく、一般的には90日位が適当であろう。

(法定脱退)

第11条 組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 組合員たる資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除名)

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総(代)^(a)会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間^(a)この組合の事業(施設)を利用しないとき。
- (2) 出資の払込み(過怠金の納付、供給物資の代金又は利用料の支払)を怠り^(a)、催告を受けてもその義務を履行しないとき。
- (3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

2 前項の場合において、この組合は、総(代)^(a)会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総(代)^(a)会において弁明する機会を与えなければならない。

3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(注) 1 総代を置いている組合にあつては「総代会」と、総代を置いていない組合にあつては「総会」と規定するものである。

(注) 2 「1年間」は、組合の実情に応じて適当な年数を規定すればよいが、物資の供給事業を主とする組合ではおおむね1年とするのが適当であろう。なお、医療事業、共済事業又は住宅事業等を行う組合についても、組合の事業を長期間利用しないいわゆる睡眠組合員を無期限に放置しておくことは組合の事務処理上からも望ましくないもので、このような場合を予想し、この規定は置くべきである。

(注) 3 「出資の払込み(過怠金の納付、供給物資の代金又は利用料の支払)を怠り」は、組合員としての組合に対する義務の懈怠を掲げたものであつて、それぞれの組合が組

第12条 この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総(代)^(a)会の議決によって、除名することができる。

- (1) 1年間^(a)この組合の事業(施設)を利用しないとき。
- (2) 出資の払込み(過怠金の納付、供給物資の代金又は利用料の支払)を怠り^(a)、催告を受けてもその義務を履行しないとき。
- (3) この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

2 前項の場合において、この組合は、総(代)^(a)会の会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総(代)^(a)会において弁明する機会を与えなければならない。

3 この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

(注) 1 総代を置いている組合にあつては「総代会」と、総代を置いていない組合にあつては「総会」と規定するものである。

(注) 2 「1年間」は、組合の実情に応じて適当な年数を規定すればよいが、物資の供給事業を主とする組合ではおおむね1年とするのが適当であろう。なお、医療事業、共済事業又は住宅事業等を行う組合についても、組合の事業を長期間利用しないいわゆる睡眠組合員を無期限に放置しておくことは組合の事務処理上からも望ましくないもので、このような場合を予想し、この規定は置くべきである。

(注) 3 「出資の払込み(過怠金の納付、供給物資の代金又は利用料の支払)を怠り」は、組合員としての組合に対する義務の懈怠を掲げたものであつて、それぞれの組合が組

合員に負わせている具体的な義務の懈怠を、組合の実情によって規定すればよい。例えば、出資金を全額一時払込みにしている組合については、出資金を払い込まなければ、第7条又は第8条の規定により組合員になれないことから、「出資の払込み、過怠金の納付を怠り」は必要でなく、出資金を分割払込みとしている組合であっても第2回以降の出資金の払込みの過怠について過怠金を課す規定を定款上設けていない組合については、「過怠金の納付を怠り」は必要なく、また、生活物資の供給事業を行っていない組合については「供給物資の代金の支払いを怠り」は必要でない等である。

(脱退組合員の払戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定める(1)と(2)により、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
 - (2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額
- 2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
- 3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第1項の払戻しを行わない。
- (注) 払戻し請求権の範囲及び払戻し請求方法等は、組合の実情により、払込済出資額に相当する額の範囲内において適宜定めて差し支えない。

合員に負わせている具体的な義務の懈怠を、組合の実情によって規定すればよい。例えば、出資金を全額一時払込みにしている組合については、出資金を払い込まなければ、第7条又は第8条の規定により組合員になれないことから、「出資の払込み、過怠金の納付を怠り」は必要でなく、出資金を分割払込みとしている組合であっても第2回以降の出資金の払込みの過怠について過怠金を課す規定を定款上設けていない組合については、「過怠金の納付を怠り」は必要なく、また、生活物資の供給事業を行っていない組合については「供給物資の代金の支払いを怠り」は必要でない等である。

(脱退組合員の払戻し請求権)

第13条 脱退した組合員は、次の各号に定める(1)と(2)により、その払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

- (1) 第10条の規定による脱退又は第11条第1号若しくは第2号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額に相当する額
 - (2) 第11条第3号の事由による脱退の場合は、その払込済出資額の2分の1に相当する額
- 2 この組合は、脱退した組合員がこの組合に対する債務を完済するまでは、前項の規定による払戻しを停止することができる。
- 3 この組合は、事業年度の終わりに当たり、この組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、第1項の払戻しを行わない。
- (注) 払戻し請求権の範囲及び払戻し請求方法等は、組合の実情により、払込済出資額に相当する額の範囲内において適宜定めて差し支えない。

(脱退組合員の払込み義務) (14)

第14条 この組合は、前条第3項の場合において、他の組合員に対するのと同一の条件をもって、その年度内に脱退した組合員にその未払込出資額の全部又は一部の払込みを請求することができる。

(注) 出資の払込みを全額一時払込みとしている組合にあっては、本条は必要ない条文である。

(出資)

第15条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

- 2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の4分の1(14)とする。
- 3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。
- 4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(注) 1 「4分の1」は、法第16条第3項の規定による最高限度であることから、さらにこれを組合の実情により、例えば、「5分の1」あるいは「6分の1」というように制限することは差し支えない。また、組合の実情に合わせて、1組合員の有することのできる出資口数を具体的に〇〇口と規定しても差し支えない。

(注) 2 連合会の会員にあっては、出資口数の限度はないが、実情に応じて定めるものである。

(脱退組合員の払込み義務) (14)

第14条 この組合は、前条第3項の場合において、他の組合員に対するのと同一の条件をもって、その年度内に脱退した組合員にその未払込出資額の全部又は一部の払込みを請求することができる。

(注) 出資の払込みを全額一時払込みとしている組合にあっては、本条は必要ない条文である。

(出資)

第15条 組合員は、出資1口以上を有しなければならない。

- 2 1組合員の有することのできる出資口数の限度は、組合員の総出資口数の4分の1(14)とする。
- 3 組合員は、出資金額の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。
- 4 組合員の責任は、その出資金額を限度とする。

(注) 「4分の1」は、法第16条第3項の規定による最高限度(法第10条第1項第1号から第4号までの事業のうちいずれかの事業を行う消費生活協同組合連合会にあっては2分の1)であることから、さらにこれを組合の実情により、例えば、「5分の1」あるいは「6分の1」というように制限することは差し支えない。また、組合の実情に合わせて、1組合員の有することのできる出資口数を具体的に〇〇口と規定しても差し支えない。

法第16条

(注) 3 貸付事業実施組合については、4分の1からさらに制限することが望ましい。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第16条 出資1口の金額は、〇〇円^(a)とし、全額一時払込みとする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

(第16条 出資1口の金額は、〇〇円^(a)とし、〇回分割払込みとする。ただし、全額を一時に払い込むことを妨げない。

2 出資第1回の払込み金額は、1口につき〇〇円^(a)とする。

3 出資第2回以降の払込みは、出資第1回の払込みの日の属する月から〇箇月経過する月^(a)の末日までに、1口につき〇〇円^(a)を払い込むものとする。)^{(a)2}

(注) 1 出資1口の金額は、組合の経営的基礎の確立及び組合員の負担可能程度を勘案し、適切な額を定めるべきである。なお、組合に対する出資は、通常の場合は金銭に限られているが、法第26条第1項第19号に規定するように、現物出資することも認めている。この場合には、法第26条第1項第19号の規定により、定款において現物出資者の氏名、その目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を記載しておくことが必要である。この現物出資は、組合の事業の基礎ともなるので、出資第1回の払込期日に、出資の目的たる財産の全部を組合に給付しなければならない(法第60条第3項)。

(注) 2 出資金について分割払込制度を採用している組合にあつては、この括弧書の例により規定するものである。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

第16条 出資1口の金額は、〇〇円^(a)とし、全額一時払込みとする。

(出資1口の金額及びその払込み方法)

(第16条 出資1口の金額は、〇〇円^(a)とし、〇回分割払込みとする。ただし、全額を一時に払い込むことを妨げない。

2 出資第1回の払込み金額は、1口につき〇〇円^(a)とする。

3 出資第2回以降の払込みは、出資第1回の払込みの日の属する月から〇箇月経過する月^(a)の末日までに、1口につき〇〇円^(a)を払い込むものとする。)^{(a)2}

(注) 1 出資1口の金額は、組合の経営的基礎の確立及び組合員の負担可能程度を勘案し、適切な額を定めるべきである。なお、組合に対する出資は、通常の場合は金銭に限られているが、法第26条第1項第19号に規定するように、現物出資することも認めている。この場合には、法第26条第1項第19号の規定により、定款において現物出資者の氏名、その目的たる財産及びその価格並びにこれに対して与える出資口数を記載しておくことが必要である。この現物出資は、組合の事業の基礎ともなるので、出資第1回の払込期日に、出資の目的たる財産の全部を組合に給付しなければならない(法第60条第3項)。

(注) 2 出資金について分割払込制度を採用している組合にあつては、この括弧書の例により規定するものである。

(注) 3 分割払込みの場合の出資第1回の払込金額は、組合が事業を行うに必要な経営的基礎をできるだけ早く確立するという点からみて、第2回以降の払込金額より多くすべきである。なお、その額は、定額としてもよいし、余裕のある組合員からはできれば定額以上に払い込んでもらうということで「〇〇円以上」としてもよい。

(注) 4 何箇月毎に第2回以降の出資金を払い込ませるかは、組合の実情により、適宜定めればよいが、あまり長期にわたることは望ましくない。

(注) 5 第2回以降の払込金額の最低限度額は、出資1口の金額から出資第1回払込みの最低限度額を控除した残額を第2回以降何回で払い込ませるかによって均等に分割した額とすべきであろう。なお、(注) 3なお書を参照のこと。

(過怠金)^(a)

第17条 この組合は、組合員が出資の払込みを怠ったときは、その組合員に対して、払込みを怠った出資金額の1,000分の1^(a)に相当する額に、払込み期日の翌日から払込みの完了する日の前日までの日数を乗じて得た額に相当する額の過怠金を課することができる。

2 この組合は、組合員が出資の払込みを怠ったことにつき、理事会においてやむを得ない事情があると認めるときは、その組合員に対する過怠金の全部又は一部を免除することができる。

(注) 1 本条は、出資の払込みを怠った組合員に対して過怠金を課することとしている組合にあつては必ず設けなければならない規定で、定款の規定なくして組合員に過怠金を課することは許されない(法第26条第1項第

(注) 3 分割払込みの場合の出資第1回の払込金額は、組合が事業を行うに必要な経営的基礎をできるだけ早く確立するという点からみて、第2回以降の払込金額より多くすべきである。なお、その額は、定額としてもよいし、余裕のある組合員からはできれば定額以上に払い込んでもらうということで「〇〇円以上」としてもよい。

(注) 4 何箇月毎に第2回以降の出資金を払い込ませるかは、組合の実情により、適宜定めればよいが、あまり長期にわたることは望ましくない。

(注) 5 第2回以降の払込金額の最低限度額は、出資1口の金額から出資第1回払込みの最低限度額を控除した残額を第2回以降何回で払い込ませるかによって均等に分割した額とすべきであろう。なお、(注) 3なお書を参照のこと。

(過怠金)^(a)

第17条 この組合は、組合員が出資の払込みを怠ったときは、その組合員に対して、払込みを怠った出資金額の1,000分の1^(a)に相当する額に、払込み期日の翌日から払込みの完了する日の前日までの日数を乗じて得た額に相当する額の過怠金を課することができる。

2 この組合は、組合員が出資の払込みを怠ったことにつき、理事会においてやむを得ない事情があると認めるときは、その組合員に対する過怠金の全部又は一部を免除することができる。

(注) 1 本条は、出資の払込みを怠った組合員に対して過怠金を課することとしている組合にあつては必ず設けなければならない規定で、定款の規定なくして組合員に過怠金を課することは許されない(法第26条第1項第

11号)。なお、出資金を全額一時払込みとしている組合については、出資の払込みがなければ組合員資格そのものを与えないとしている(第7条及び第8条参照)ことから、定款上本条を設ける必要はない。

(注)2 過怠金の額は、払込みを怠った出資金額を基準として定めればよく、おおむね例示した程度が適当であろう。

(出資口数の増加)

第18条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第19条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日^(a)前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

2 組合員は、その出資口数が第15条第2項に規定する限度^(a)を超えたときは、その限度^(a)以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。

3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に應ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

4 第13条第3項及び第14条^(a)の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。

(注)1 第10条(注)を参照のこと。な

お、本条に規定する日数は、第10条に規定する日数と同じ日数とすべきである。

(注)2 第15条(注)を参照のこと。

(注)3 第14条を規定しない組合にあって

11号)。なお、出資金を全額一時払込みとしている組合については、出資の払込みがなければ組合員資格そのものを与えないとしている(第7条及び第8条参照)ことから、定款上本条を設ける必要はない。

(注)2 過怠金の額は、払込みを怠った出資金額を基準として定めればよく、おおむね例示した程度が適当であろう。

(出資口数の増加)

第18条 組合員は、この組合の定める方法により、その出資口数を増加することができる。

(出資口数の減少)

第19条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日^(a)前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

2 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の4分の1^(a)を超えたときは、4分の1^(a)以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。

3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に應ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。

4 第14条の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。^(a)

(注)1 第10条(注)を参照のこと。な

お、本条に規定する日数は、第10条に規定する日数と同じ日数とすべきである。

(注)2 第15条(注)を参照のこと。な

お、本条に規定する数は、第15条第2項に規定する数と同じ数でなければならない。

(注)3 第14条を規定しない組合にあって

削除

は、削除するものである。

第3章 役職員

(役員)

第20条 この組合に次の役員を置く。

(1) 理事 ○^(a)2人以上 ○人以内^(a)

(2) 監事 ○^(a)2人以上 ○人以内^(a)

(役員)

(第20条 この組合に、役員として理事○^(a)2人、及び監事○^(a)2人を置く。^(a))

(注)1 役員の数数を定款上確定数とする組合にあっては、括弧書の例により規定するものである。

(注)2 法第27条第2項の規定により、理事の定数は5人以上、監事の定数は2人以上でなければならないが、組合の具体的な定数は法定数以上の範囲において、組合の規模及び事業内容とあわせて、役員の数化による権力集中の弊害、逆に役員の数化による組合運営上の支障等を充分見極めた上で定めるべきである。

(注)3 役員の数に幅を持たせて規定する場合、その幅はできるだけ狭くすべきであって、せいぜい5人程度の幅にとどめるべきである。

(役員選挙)^(a)

第21条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総(代)^(a)会において選挙する。

2 理事は、組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内^(a)のものを、組合員以外の者のう

は、この規定は削除するものである。

第3章 役職員

(役員)

第20条 この組合に次の役員を置く。

(1) 理事 ○^(a)2人以上 ○人以内^(a)

(2) 監事 ○^(a)2人以上 ○人以内^(a)

(役員)

(第20条 この組合に、役員として理事○^(a)2人、及び監事○^(a)2人を置く。^(a))

(注)1 役員の数数を定款上確定数とする組合にあっては、括弧書の例により規定するものである。

(注)2 法第27条第2項の規定により、理事の定数は5人以上、監事の定数は2人以上でなければならないが、組合の具体的な定数は法定数以上の範囲において、組合の規模及び事業内容とあわせて、役員の数化による権力集中の弊害、逆に役員の数化による組合運営上の支障等を充分見極めた上で定めるべきである。

(注)3 役員の数に幅を持たせて規定する場合、その幅はできるだけ狭くすべきであって、せいぜい5人程度の幅にとどめるべきである。

(役員選挙)^(a)

第21条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、(総(代)^(a)会において)^(a)組合員のうちから選挙する。

2 特別の理由があるときは、理事の定数の5分の1以内^(a)のものを、組合員以外の者のうちから選挙することができる。

法第27条

法第28条

ちから選挙することができる。

3 監事のうち1人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の会員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前5年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与、執行役員若しくは使用人でなかつたものとする。なお、監事の互選をもつて常勤の監事を定めるものとする。(註)4

4 役員選挙は、無記名投票によつて行ひ、投票は、1人につき1票とする。

(注) 1 役員となる要件については、規約をもつて定め、総(代)会の議決を経るものである。

(注) 2 第12条(注)1を参照のこと。

(注) 3 組合員以外のいわゆる員外理事をどの程度認めるかは、組合員自らによる経営の要求と、適任者による経営の要求とを比較考

(注) 1 役員となる要件については、規約をもつて定め、総(代)会の議決を経るものである。

(注) 2 役員選挙は、民主的な方法によるべきであつて、この点からすれば役員は組合の最高議決機関である総(代)会において組合員の総意を反映して直接選ばれることが望ましく、かかる組合にあつては、括弧書のように規定するものである。しかし、組合員数が膨大な数で、その区域が全国にまたがっているような組合にあつては、役員としての適任者の選任を総(代)会において決めることは事実上困難であるのみならず、逆に混乱を来たす結果になりかねないことから、地区毎に選挙区を設けて役員選挙を行う組合にあつては括弧書を除いて規定することが望ましい。なお、組合設立当時の役員は、すべて創立総会において、組合員にならうとする者又は会員にならうとする法人の役員のうちから選挙されなければならないものである(法第28条第1項ただし書)。

(注) 3 第12条(注)1を参照のこと。

(注) 4 組合員以外のいわゆる員外理事をどの程度認めるかは、組合員自らによる経営の要求と、適任者による経営の要求とを比較考

削除

慮し、各組合の実情により定めるべきであり、「3分の1以内」というのは法第28条第3項に規定する最高限度であるから、さらにこれを例えば「6分の1以内」又は「8分の1以内」というように厳しく限定することは差し支えない。また、員外理事を設置しない組合については、本規定を設けなくてもよい。ただし、外部からの幅広い専門的見地を確保する観点から設置することが望ましい。

(注) 4 負債総額200億円超の組合については、本規定を設けなければならない。また、員外監事を設置しない組合においては、本規定を設けなくてもよい。ただし、負債総額200億円を超えない組合についても設置することが望ましい。

(役員選任)(註)1

第〇〇条 役員は、役員選任規約の定めるところにより、総(代)会において選任する。

2 理事は、組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内のものを、組合員以外の者のうちから選任することができる。

3 監事のうち1人以上は、当該組合の組合員又は当該組合の会員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であつて、その就任の前5年間当該組合の理事若しくは使用人又はその子会社の取締役、会計参与、執行役員若しくは使用人でなかつたものとする。なお、監事の互選をもつて常勤の監事を定めることとする。

4 理事は、監事の選任に関する議案を総(代)会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

(注) 1 役員選出については、選挙による

慮し、各組合の実情により定めるべきであり、「5分の1以内」というのは法第28条第2項に規定する最高限度であるから、さらにこれを例えば「6分の1以内」又は「8分の1以内」というように厳しく限定することは差し支えなく、また、員外理事を認めない組合については、本規定を設けなくてもよい。

会社法第343条第1項

こと」が原則であるが、選任の方法をとる場合は本規定を設けるものである。

(注) 2 第12条(注)1を参照のこと。

(役員の補充)

第22条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者^{(注)1}が欠けたときは、役員選挙(選任)^{(注)2}規約の定めるところにより、3箇月以内^{(注)3}に補充しなければならない。

(注)1 「5分の1を超える者」というのは、法第29条の規定による最高限度であるから、さらにこれを例えば「6分の1を超える者」、「10分の1を超える者」というように少数にすることは差し支えない。

(注)2 役員を選出について、選任の方法をとる場合は、「役員選任規約」と規定するものである。

(注)3 「3箇月以内」というのは、法第29条の規定による最高期限であるから、さらにこれを例えば「1箇月以内」、「20日以内」というように短期間にするには差し支えない。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、○^{(注)1}年、監事の任期は、○^{(注)2}年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間^{(注)3}とする。

3 役員の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総(代)^{(注)4}会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総(代)^{(注)5}会の終了のときまでとする。

4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した

(役員の補充)

第22条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者^{(注)1}が欠けたときは、役員選挙規約の定めるところにより、1箇月以内^{(注)2}に補充しなければならない。

(注)1 「5分の1を超える者」というのは、法第29条の規定による最高限度であるから、さらにこれを例えば「6分の1を超える者」、「10分の1を超える者」というように少数にすることは差し支えない。

(注)2 「1箇月以内」というのは、法第29条の規定による最高期限であるから、さらにこれを例えば「20日以内」、「10日以内」というように短期間にするには差し支えない。

(役員の任期)

第23条 役員^{(注)1}の任期は、2^{(注)2}年とし、前任者の任期満了のときから起算する。ただし、再選を妨げない。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3^{(注)3} 役員の任期は、その満了のときがそのときの属する事業年度の通常総(代)^{(注)4}会の終了のときと異なるときは、第1項の規定にかかわらず、その総(代)^{(注)5}会の終了のときまでとする。

4 役員が任期の満了又は辞任によって退任した

法第29条

法第30条

場合において、役員の数とその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての権利義務を有するものとする。

(注)1 法第30条第1項及び2項において理事の任期は、「2年以内において定款で定める期間」、監事の任期は、「4年以内において定款で定める期間」と規定されているのであるから、その範囲内においては適宜役員の任期を定めて差し支えない。

(注)2 組合の実情に応じて「補充した総(代)会の日において現に在任する役員^{(注)1}の任期が終了するときまで」と規定することもできるものである。

(注)3 第12条(注)1を参照のこと。

場合において、役員の数とその定数を欠くに至ったときは、その役員は、後任者が就任するまでの間は、なお役員としての職務を行うものとする^{(注)1}。ただし、退任した役員^{(注)2}の数が定数を欠く数を超える場合には、退任した役員^{(注)3}の互選により、職務を延長すべき者を選任することができる^{(注)4}。

(注)1 法第30条第1項ただし書において役員^{(注)1}の任期は、「定款で3年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。」と規定されているのであるから、その範囲内においては適宜役員^{(注)2}の任期を定めて差し支えないが、通常は2年とすることが適当であろう。役員^{(注)3}の任期を3年と規定した場合には、3年を超えた任期は法律上許されないもので、第3項で、第1項に規定する任期を一定時まで伸長するようなことを規定することはできないものである。また、役員^{(注)4}の任期を3年としてその役員^{(注)5}が総(代)会で選挙されるような場合には、就任のときの総(代)会の終了時から数えて3年目の総(代)会の終了時が、役員^{(注)6}就任時に相当するときより遅れると、その遅れた期間任期のある役員^{(注)7}を全く欠くという組合運営上望ましくない状態が生ずることとなるから、役員^{(注)8}の任期を定款で3年と規定することは、できるだけ避けるべきであろう。

(注)2 本項は、役員選挙を総(代)会において行うこととしている組合における役員^{(注)1}任期の短縮又は延長の規定であるから、役員^{(注)2}選挙を総(代)会において行うこととしていない組合^{(注)3}にあつては、規定しないものである。

(注)3 第12条(注)1を参照のこと。

(注)4 本項の後任者が就任するまでの間の役員^{(注)5}は、引き続き善良なる管理者の注意をも

削除

削除

削除

<p>(役員兼職禁止) 第24条 監事は、次の者と兼てはならない。 (1) 組合の理事又は使用人 (2) 組合の子会社の取締役又は使用人</p>	<p>って職務を行うものである。 (注)5 役員の一部が補充されたが未だ役員定数の最低数を欠いているという状況においては、前任者全員の職務が延長されるという解釈になるが、本項ただし書のように規定し、退任する役員の場合により職務延長の責務を負う者を決め、実務上の煩雑さを回避し、役員交代を円滑に行うものである。 (役員兼職禁止) 第24条 監事は、次の者と兼てはならない。 (1) 組合の理事又は使用人 (2) 組合の子会社の取締役又は使用人</p>	<p>削除 法第31条</p>
<p>(役員責任) 第25条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総(代)⁽²⁾会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。 2 役員は、その任務を怠ったときは、組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。 3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。 4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。</p>	<p>(役員責任) 第25条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約及び総(代)⁽²⁾会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。 2 理事又は監事がその任務を怠り、この組合に損害を与えた場合は、その理事又は監事は、それぞれこの組合に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。 3 理事が、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は欠損金処理案及び附属明細書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたとき並びに監事が監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をしたときであつてこの組合に損害を与えた場合も前項と同様とする。ただし、理事又は監事がその記載、登記若しくは公告をしたことについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。 4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。</p>	<p>法第30条の3 法第31条の3第1項 法第31条の3第2項 法第31条の3第3項</p>
<p>5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、総(代)会の決議によつて免除することができる。 6 前項の場合には、理事は、同項の総(代)⁽²⁾会において次に掲げる事項を開示しなければならない。 (1) 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額 (2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠 (3) 責任を免除すべき理由及び免除額 7 理事は、第2項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総(代)⁽²⁾会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。 8 第5項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金等を与えるときは、総(代)⁽²⁾会の承認を受けなければならない。 9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。 10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。 (1) 理事 次に掲げる行為 イ 法第31条の7第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記</p>	<p>ば、免除することができない。 5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、総(代)会の決議によつて免除することができる。 6 前項の場合には、理事は、同項の総(代)⁽²⁾会において次に掲げる事項を開示しなければならない。 (1) 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額 (2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠 (3) 責任を免除すべき理由及び免除額 7 理事は、第2項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総(代)⁽²⁾会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。 8 第5項の決議があつた場合において、組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金等を与えるときは、総(代)⁽²⁾会の承認を受けなければならない。 9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。 10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。 (1) 理事 次に掲げる行為 イ 法第31条の7第1項及び第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記</p>	<p>法第31条の3第4項 法第31条の3第5項 法第31条の3第6項 法第31条の3第7項 法第31条の4第1項 法第31条の4第2項</p>

録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

(2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

11 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(注) 第12条(注)1を参照のこと。

(理事の自己契約等)

第26条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認(第1項)を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。

(2) この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

(3) 理事が自己又は第三者のために組合の事業の部類に属する取引を行うとき。

2 第1項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。(第2項)

(注) 1 理事会の承認に当たっては、当該理事は第34条第2項の特別の利害関係を有する理事として議決権行使を排除されるものである。

(注) 2 当該報告は、理事会が、実際になれた取引が承認された範囲に属するかどうかやその理事に忠実義務違反がないかどうかを判断し、組合に損害が生じる可能性があるときは、それに対する措置を講じる機会を与え

4 監事が、前2項の規定により、この組合に対して損害賠償の責めに任ずべき場合において、理事もその責めに任ずべきときは、その監事及び理事は、これを連帯債務者とする。

(注) 第12条(注)1を参照のこと。

法第31条の5

法31条の2

るために行われるものである。

(役員の解任)

第27条 組合員は、総組合員の5分の1(第1項)以上の連署をもって、役員の解任を請求することができるものとし、その請求につき総(代)(第2項)において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。

3 理事長(第1項)は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総(代)(第2項)の議に付し、かつ、総(代)(第2項)の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総(代)(第2項)において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から20日以内に臨時総(代)(第2項)会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者がいないとき又理事が正当な理由がないのに総(代)(第2項)会招集の手続をしないときは、監事は、総(代)(第2項)会を招集しなければならない。

(注) 1 5分の1を下回る割合を定めることができる。

(注) 2 第12条(注)1を参照のこと。

(注) 3 組合の実情に応じて、「理事長」以外の理事の中から定めても差し支えない。

(役員の報酬)(第1項)

(役員の解任)

第26条 役員は、組合員(総代)(第1項)の5分の1以上の請求により、任期中でも総(代)(第1項)会において解任することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。

3 この組合は、前項の規定による書面の提出があったときは、総(代)(第1項)会の会日の10日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総(代)(第1項)会において弁明する機会を与えなければならない。

(注) 総代を置いている組合にあつては「総代」及び「総代会」と、総代を置いていない組合にあつては「組合員」及び「総会」と規定するものである。

(役員の報酬)(第1項)

法第33条

第28条 理事及び監事に対する報酬は、総（代）^{(注)1}の議決をもって定める。この場合において、総（代）^{(注)2}会に提出する議案は、理事に対する報酬と監事に対する報酬を区分して表示しなければならない。

2 監事は、総（代）^{(注)3}会において、監事の報酬について意見を述べることができる。

3 第1項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(注)1 役員の報酬の額の決定は、必ずしも個々の役員ごとに総（代）会の議決を経る必要はなく、理事会の議決を経た規則に基づく算出方法により、理事全員分及び監事全員の報酬の最高限度額又は総額を、区分して算出し、総（代）会の議決を経るものである。

(注)2 第12条（注）1を参照のこと。

第27条 理事及び監事に対する報酬は、総（代）^{(注)1}の議決をもって定める。

2 前項の報酬の算定方法については、規則をもって定める。

(注)1 役員の報酬の額の決定は、必ずしも個々の役員ごとに総（代）会の議決を経る必要はなく、理事会の議決を経た規則に基づく算出方法により、理事全員分及び監事全員分の報酬の最高限度額又は総額を、それぞれまとめて算出し、総（代）会の議決を経るものである。

(注)2 第12条（注）1を参照のこと。

会社法第361条、第387条

(代表理事)

第29条 理事会は、理事の中からこの組合を代表する理事（以下「代表理事」という。）を選定しなければならない。

2 代表理事は、組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

(理事長及び専務理事)^{(注)1}

第30条 理事は、理事長1人及び専務理事1人を理事会において互選する。^{(注)2}

(第30条 理事は、理事長1人、専務理事1人及び常務理事〇人以上〇人以内を理事会において互選する。)^{(注)3}

2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括する。

3 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長に事故あるときは、その職

(理事長及び専務理事)

第28条 理事は、理事長1人及び専務理事1人を理事会において互選する。^{(注)1}

(第28条 理事は、理事長1人、専務理事1人及び常務理事〇人以上〇人以内を理事会において互選する。)

2 理事長は、理事会の決定に従ってこの組合の業務を統括し、この組合を代表する。

3 専務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務を執行し、理事長に事故あるときは、その職

法第30条の9

務を代行する。

4 理事は、理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(注)1 業務執行機関の組織の内容及び呼称については、各組合の規模及び事業内容等の実情によって定めるべきである。

(注)2 理事の決裁権限については、決裁規程を定め、責任体制を明確にするとともに、理事会の議決を経ておくべきものである。

(注)3 「常務理事」を置く組合にあっては、常務理事の人数を組合の規模、事業等に応じて具体的に定めた上で、括弧書のように規定し、職務については、「常務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事長の定めた順序に従ってその職務を代行する。」というように規定するものである。

(理事会)

第31条 理事会は、理事をもって組織する。

2 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職

務を代行する。

4 理事は、理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従ってその職務を代行する。

(注) 組合においては、それぞれの理事が組合を代表する権限を有する執行機関であるが（民法第53条）、組合運営の実際の立場からすれば、その業務執行に統一と秩序を持たせるためには、業務執行の機関を組織化し、その責任体制を定款上明確にする必要があることは当然であるといえよう。

この業務執行機関の組織の内容及び呼称については、各組合の規模及び事業内容等の実情によって定めるべきであり、「副理事長」制を採ることも、「専務理事」のほか何人かの「常務理事」を置くことも、また「理事長」を「組合長」と呼称することも差し支えない。また、各理事の担当については、理事会において定め、組合員に周知することが必要であり、各理事の決裁権限については、決裁規程を定め、責任体制を明確にするとともに、理事会の議決を経ておくべきものである。なお、「常務理事」を置く組合にあっては、常務理事の人数を組合の規模、事業等に応じて具体的に定めた上で、括弧書のように規定するものである。また、その職務については、「常務理事は、理事長を補佐してこの組合の業務の執行を分担し、理事長及び専務理事に事故があるときは、あらかじめ理事長の定めた順序に従ってその職務を代行する。」というように規定するものである。

(理事会)

第29条 理事会は、理事をもって組織する。

2 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職

削除

法第30条の4

<p>務の執行を監督する。</p> <p>3 理事会は、理事長⁽³⁾が招集する。</p> <p>4 理事長⁽³⁾以外の理事は、理事長⁽³⁾に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。</p> <p>5 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。</p> <p>6 理事⁽⁴⁾は3月に1回⁽⁴⁾以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(注)1 組合の実情に応じて、「理事長」以外の理事の中から定めても差し支えない。</p> <p>(注)2 当該報告は、組合の実情に応じて、理事長又はその指名した理事がまとめて行ってもよいし、各担当理事が行うことも可能である。</p> <p>(注)3 「3月に1回以上」とは、少なくとも4半期に1度を目安に、各組合の実情に応じて定めるものである。</p>	<p>務の執行を監督する。</p> <p>3 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>4 理事長は、理事が理事の3分の1⁽³⁾以上の同意を得て、又は監事が監事全員の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から7日以内⁽⁴⁾に、理事会を招集しなければならない。</p> <p>5 前項の場合において、理事長が理事会を招集しないときは、理事会の招集を請求した当該理事又は監事は理事会を招集することができる。</p> <p>6 理事⁽⁴⁾は3月に1回⁽⁴⁾以上業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>7 その他理事会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(注)1 「3分の1」は、理事の定数その他組合の実情により定めればよく、例えば、「2分の1」又は「4分の1」とすること差し支えないが、おおむね「3分の1」が適当であろう。</p> <p>(注)2 請求のあった場合の招集期日は、適宜定めて差し支えないが、おおむね「7日以内」程度が適当であろう。</p> <p>(注)3 当該報告は、組合の実情に応じて、理事長又はその指名した理事がまとめて行ってもよいし、各担当理事が行うことも可能である。</p> <p>(注)4 「3月に1回以上」とは、おおむね4半期に1度を目安に、各組合の実情に応じて定めるものである。</p>	<p>会社法第366条第1項</p> <p>会社法第366条第2項</p> <p>会社法第366条第3項</p> <p>削除</p>
<p>(理事会招集手続)</p>	<p>(理事会招集手続)</p>	

<p>第32条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知⁽¹⁾を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p> <p>(注) 通知は、理事及び監事の全員に対して発することを要し、従って第34条第2項の特別の利害関係を有するため議決権を行使することができない理事に対しても通知を必要とするものである。招集通知のものがあつたため、その理事が出席しなかったときは、その理事会の議決は特段の事情がない限り無効とすべきものである。</p> <p>(理事会の議決事項)</p> <p>第33条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項</p> <p>(2) 総会(及び総代会)⁽¹⁾の招集及び(並びに)⁽²⁾総会(及び総代会)⁽¹⁾に付議すべき事項</p> <p>(3) この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止</p> <p>(4) 取引金融機関の決定</p> <p>(5) 前各号のほか、理事会において必要と認められた事項</p> <p>(注) 総代を置いている組合にあつては、括弧書に従って規定するものである。</p>	<p>第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知⁽¹⁾を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p> <p>(注) 通知は、理事及び監事の全員に対して発することを要し、従って第33条第4項の特別の利害関係を有するため議決権を行使することができない理事に対しても通知を必要とするものである。招集通知のものがあつたため、その理事が出席しなかったときは、その理事会の議決は特段の事情がない限り無効とすべきものである。</p> <p>(理事会の議決事項)</p> <p>第31条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) この組合の財産及び業務の執行に関する重要な事項</p> <p>(2) 総会(及び総代会)⁽¹⁾の招集及び(並びに)⁽²⁾総会(及び総代会)⁽¹⁾に付議すべき事項</p> <p>(3) この組合の財産及び業務の執行のための手続その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項を定める規則の設定、変更及び廃止</p> <p>(4) 取引金融機関の決定</p> <p>(5) 前各号のほか、理事会において必要と認められた事項</p> <p>(注) 総代を置いている組合にあつては、括弧書に従って規定するものである。</p>	<p>会社法第368条</p> <p>削除</p>
--	--	---------------------------

<p>(理事会の議決方法)</p> <p>第34条 理事会の議決は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。(注)1</p> <p>2 前項の議決について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。</p> <p>3 理事が理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときは除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。</p> <p>4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。(注)2</p> <p>(注)1 理事会の定足数及び決議要件について、過半数を上回る割合を定めることができる。</p> <p>(注)2 本項の規定により理事会への報告を要しないものとされた事項については、法令の定める事項を記載した記録を作成し、これに作成した理事が署名し、又は記名押印するものである。</p>	<p>(理事会の成立要件)</p> <p>第32条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。</p> <p>(理事会の議決方法)</p> <p>第33条 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>2 理事会の議長は、理事会において、出席した理事のうちから、その都度選任する。</p> <p>3 議長は、理事として理事会の議決に加わる権利を有しない。</p> <p>4 第1項の議決に特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わる権利を有しない。</p> <p>5 理事会において議決をする場合には、議長は第1項の出席した理事の数に、前項に規定する理事はその議決に関して第1項の出席した理事の数に算入しない。</p>	<p>削除</p> <p>法第30条の5第1項</p> <p>法第30条の5第2項</p> <p>法第30条の6</p> <p>法第30条の8</p>
<p>(理事会の議事録)</p> <p>第35条 理事会の議事については、法令に定め</p>	<p>(理事会の議事録)</p> <p>第34条 議長及び理事会において選任した理事</p>	<p>法第30条の5第3項4項</p>

<p>る事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。</p>	<p>2人(注)1は、理事会の議事について議事録を作成し、これに署名又は記名押印し、その写しを出席した各理事に送付しなければならない。</p> <p>2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 開催の日時及び場所</p> <p>(2) 出席した理事(注)2及び監事の氏名</p> <p>(3) 議事の経過の要領</p> <p>(4) 議案別の議決の結果(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに反対した理事の氏名(注)3)</p> <p>3 理事は、第1項の議事録を10年間(注)4主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>(注)1 理事の定数その他組合の実情により、適宜この人数を定めて差し支えないが、おおむね「2人」程度が適当であろう。</p> <p>(注)2 「出席した理事」の中に次条に規定する書面による出席理事がいる場合は、その氏名に書面出席である旨を付記するものである。</p> <p>(注)3 第25条第2項及び第3項の責任原因である行為が理事会の議決に基づいてなされたときは、議事録に異議を止めなかった理事は連帯責任を問われることになるので、本号は各議案別に、特に注意して記載すべきものである。</p> <p>(注)4 「10年間」は、最低限の保存年限であり、これより長い期間を定めることは差し支えないが、これより短い期間を定めることは望ましくないものである。</p> <p>(書面による理事会への出席)</p> <p>第35条 理事は、理事会の議案としてあらかじめ</p>	<p>理事会での書面議決不可のため、削除</p>
---	---	--------------------------

	<p>め通知のあった事項について書面をもって議決権及び選挙権を行うことができる。</p> <p>2 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。</p> <p>3 第1項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、理事会の議案としてあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選任しようとする理事長若しくは専務理事^(注)の氏名を書面に明示して、第29条第7項の規定による規則の定めるところにより、理事長に提出しなければならない。</p> <p>(注)「理事長若しくは専務理事」は、第28条との関連において規定するものであり、「理事長」を「組合長」と呼んでいる組合あるいは「常務理事」を置いているような組は、それに応じて規定するものである。</p>	
	<p>(理事の競業禁止義務)</p> <p>第36条 理事が、自己又は第三者のために組合の事業の部類に属する取引を行うには、理事会においてその取引についての重要な事実を開示してその承認^(注)を受けなければならない。</p> <p>2 前項の取引を行った理事は、遅滞なくその取引について重要な事実を理事会に報告^(注)しなければならない。</p> <p>(注)1 理事会の承認に当たっては、当該理事は第33条第4項の特別の利害関係を有する理事として議決権行使を排除されるものである。</p> <p>(注)2 当該報告は、理事会が、実際になされた取引が承認された範囲に属するのかどうかやその理事に忠実義務違反がないかどうかを判断し、組合に損害が生じる可能性があるときは、それに対する措置を講じる機会を与</p>	<p>第26条中に移動のため削除</p>
	<p>えるために行われるものであり、当該理事が前項の取引をするにつき理事会の承認を受けていたかどうかに関係なく行わなければならないものである。</p>	
<p>(定款等の備置)</p> <p>第36条 この組合は、定款及び規約を各(主たる)事務所^(注)に備え置かなければならない。</p> <p>2 この組合は、法令に定める事項を記載した組合員名簿を作成し、主たる事務所に備え置かなければならない。</p>	<p>(定款等の備えつけ及び書類の提出)</p> <p>第37条 理事は、定款、規約、総会(及び総代会)^(注)の議事録(を各事務所に)^(注)、組合員名簿その他組合の財産及び業務の執行について重要な事項を記載した書類を(主たる)^(注)事務所に備えておかなければならない。</p> <p>2 前項の規定による組合員名簿には、各組合員の氏名、住所、加入年月日、出資口数並びに払込済出資額及びその払込年月日を記載しなければならない。</p> <p>3 理事は、通常総(代)^(注)の会日の7日前までに事業報告書、貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び剰余金処分案又は欠損金処理案を監事に提出し、かつ、これらを(主たる)^(注)事務所に備えておかなければならない。</p> <p>4 前項の規定による事業報告書には、次の事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 組合員数、出資口数及びその金額並びにその増減</p> <p>(2) 役員、職員(、総代)^(注)等の組織の状況</p> <p>(3) 過去3年間における組合の事業及び財産の概況</p> <p>(4) 事業の状況</p> <p>ア 当該事業年度における事業の種類ごとの実績</p> <p>イ 設備投資の状況</p> <p>(5) 子会社等の概況及び決算の状況</p> <p>(6) 総(代)^(注)の議決</p> <p>(7) その他必要な事項</p>	<p>法第25条の2</p> <p>法第26条の5</p>

<p>3 この組合は、組合員又は組合の債権者から、業務取扱時間内において次に掲げる請求があったときは、正当な理由^(a)がないのにこれを拒んではならない。</p> <p>(1) 定款、規約及び組合員名簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求</p> <p>(2) 定款、規約及び組合員名簿が電磁的方法をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面により表示したものの閲覧又は謄写の請求</p> <p>(注) 1 定款及び規約が電磁的記録をもって作成されている場合であつて従たる事務所における閲覧又は謄写の請求に応ずることを可能とするための措置として法令で定めるものをとっている組合については、主たる事務所とする。</p>	<p>5 第3項に規定する附属明細書には、次の事項を記載する。</p> <p>(1) 資本及び借入金の状況</p> <p>(2) 固定資産等の状況</p> <p>(3) 担保権の設定及び保証債務の状況</p> <p>(4) 各種引当金の状況</p> <p>(5) 子会社等との取引の明細並びに債権及び債務の状況</p> <p>(6) 組合と役員間における取引の状況</p> <p>(7) 役員報酬の状況</p> <p>(8) 事業経費の明細</p> <p>(9) 事業の種類ごとの損益の明細</p> <p>(10) その他重要な事項</p> <p>6 組合員及びこの組合の債権者は、第1項及び第3項の書類の閲覧を求めることができる。ただし、この組合は、正当な理由^(a)がある場合には、当該閲覧を拒否することができる。</p> <p>7 理事は、第3項の書類を通常総(代)^(a)に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。</p> <p>(注) 1 総代を置いている組合にあつては、それぞれ括弧書に従つて規定するものである。</p> <p>(注) 2 主たる事務所のほかに従たる事務所を置いている組合にあつては括弧書内も規定</p>
--	---

<p>(注) 2 組合員名簿については、個人のプライバシーを侵害するおそれがある場合等閲覧を拒否する場合の基準をあらかじめ組合で定めておくことが必要である。</p>	<p>し、主たる事務所しか置いていない組合にあつては括弧書を除いて規定するものである。</p> <p>(注) 3 組合は、組合の民主的な運営の確保等の観点から、組合の情報を組合員、利害関係者等に対し、できる限り開示する必要がある、「正当な理由」をむやみに拡大解釈して不当に情報が隠されるようなことがあつてはならない。したがつて、個人のプライバシーを侵害するおそれがある場合等閲覧を拒否する場合の基準をあらかじめ組合で定めておくことが必要である。</p>
--	--

<p>(監事の職務及び権限)</p> <p>第37条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況を調査することができる。</p> <p>3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社等に対して事業の報告を求め、又はその子会社等の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>4 前項の子会社等は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。</p> <p>5 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をすることであると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。</p> <p>6 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請</p>	<p>(監事による監査)</p> <p>第38条 監事は、毎事業年度2回^(a)以上組合の財産及び理事の業務執行の状況を監査しなければならない。</p> <p>2 監事は、前項の監査を行ったときは、意見を付した監査報告書を作成し、総(代)^(a)に報告しなければならない。</p> <p>3 監事は、第1項の監査を行ったとき及び必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。</p>
---	---

	<p>法第30条の3第2項</p> <p>会社法第381条第2項</p> <p>会社法第381条第3項</p> <p>会社法第381条第4項</p> <p>会社法第382条</p> <p>会社法第383条第2項</p>
--	---

求することができる。

- 7 第31条第5項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。
- 8 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 9 監事は、総（代）^(第14)会において、監事の解任又は辞任（選任若しくは解任又は辞任）について意見を述べることができる。
- 10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総（代）^(第14)会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 11 理事長^(第12)は、前項の者に対し、同項の総（代）^(第14)会を招集する旨並びに総（代）^(第14)会の日時及び場所を通知しなければならない。
- 12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総（代）^(第14)会の承認を受けるものとする。

(注) 1 第12条(注)1を参照のこと。
 (注) 2 組合の実情に応じて、「理事長」以外の理事の中から定めても差し支えない。

- 4 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総（代）^(第14)会の承認を受けるものとする。

(注) 1 監事による監査の回数は、組合の実情により適宜定めるべきであるが、事業年度に「1回」は必ず行うべきであり、できる限り「2回」程度行うことが望ましい。

(注) 2 第12条(注)1を参照のこと。

(監事による調査)

- 第39条 前条第1項に定めるほか、監事は、いつでも理事及びその他の組合の職員に対し事業の報告^(第14)を求め、又は組合の業務及び財産の状況を調査^(第14)することができる。
- 2 監事は、前項の調査の結果、理事又は組合の職員が組合の目的の範囲内でない行為その他法令若しくは定款に違反する行為を行い、又は行うおそれがあると認めるとき及び著しく不当な事項があると認めるときは、理事会にこれ

会社法第383条第1項

会社法第345条第1項

会社法第345条第2項

会社法第345条第3項

前条に移動のため削除

を報告しなければならない。

- 3 前項の場合において必要があるときは、監事は理事会の招集を請求することができる。
- 4 第29条第5項の規定は、前項の請求があった場合にこれを準用する。
- 5 監事は、第2項の報告にもかかわらず、理事会が適正な措置を採らないと認めるときは、総（代）^(第14)会に報告^(第14)しなければならない。

(注) 1 当該報告の方法については自由であり、口頭によるだけでなく、書面によって報告することを求めてもよく、これに対して理事及びその他の組合の職員は、監事の要求が権限濫用的なものでない限り、時期・方法を限定することができないものである。

(注) 2 当該調査は、権限の濫用にならない限り、時期・方法の限定なしに認められるものであり、そのとき対象となる組合の帳簿類等については、会計に関するものに限定されず、その閲覧、謄写が認められ、また、主たる事務所、従たる事務所、店舗、倉庫等に赴いて現実の財産の状況を調査することができるものである。

(注) 3 第12条(注)1を参照のこと。

(注) 4 本項の報告は、書面でも口頭でもよく、監事単独でも連名で行ってもよいものである。

(理事の報告義務)

第38条 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第39条 監事は、理事がこの組合の目的の範囲

(理事の報告義務)

第40条 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに監事に報告しなければならない。

会社法第357条

会社法第385条

外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(監事の代表権)

第40条 第29条第2項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。

(1) この組合が、理事又は理事であった者(以下、この条において理事等という。)に対し、また、理事等が組合に対して訴えを提起する場合

(2) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合

(3) この組合が、6箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合

(4) この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合

(組合員による理事の不正行為等の差止め)

第41条 6箇月前^(a)から引き続き加入する組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、

会社法第386条

会社法第360条

当該行為によって組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(注) これを下回る期間を定めることは差し支えない。

(組合員の調査請求)

第42条 組合員は、総組合員の100分の3^(a)以上の同意を得て、監事に対し、組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、必要な調査を行わなければならない。

(注) 「100分の3以上」については、100分の3から10分の1(法第94条第1項の行政庁への検査請求の割合)までの間において、組合の実情を勘案して定めるものである。組合員数2千人未満の小規模な組合においては10分の1と、10万人を超えるような大規模な組合は100分の3と定めるなど、権利の濫用にならないよう充分留意した上で、実現可能な割合において定めるものである。

(顧問)^(a)

第43条 この組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(注) 顧問の設定は、組合の実情により定めるものであるから、本条は、顧問を置いている組合についてのみ規定すればよいものである。

(組合員の調査請求)

第41条 組合員は、総組合員の100分の3^(a)以上の同意を得て、監事に対し、組合の業務及び財産の状況の調査を請求することができる。

2 監事は、前項の請求があったときは、第39条第1項の調査を行わなければならない。

(注) 「100分の3以上」については、100分の3から10分の1(法第94条第1項の行政庁への検査請求の割合)までの間において、組合の実情を勘案して定めるものである。組合員数2千人未満の小規模な組合においては10分の1と、10万人を超えるような大規模な組合は100分の3と定めるなど、権利の濫用にならないよう充分留意した上で、実現可能な割合において定めるものである。

(顧問)^(a)

第42条 この組合に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問は、この組合の業務の執行に関し、理事長の諮問に応ずるものとする。

(注) 顧問の設定は、組合の実情により定めるものであるから、本条は、顧問を置いている組合についてのみ規定すればよいものである。

る。なお、顧問の資格、選任方法も、組合の実情により、任意に定めて差し支えない。また、顧問以外について設置する場合にも同様の規定を設けること。

(職員)

第44条 この組合の職員は、理事長が任免する。

2 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

る。なお、顧問の資格、選任方法も、組合の実情により、任意に定めて差し支えない。

(職員)

第43条 この組合の職員は、理事長が任免する。

2 職員の定数、服務、給与その他職員に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章^(a) (総代会及び)総会

(注) 本章は、総代を置いている組合にあっては「総代会及び総会」の章とし、総代を置いていない組合にあっては「総会」の章とするものである。

また、本章中「総(代)会」、「組合員(総代)」、「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者(組合員)」及び「総会(及び総代会)」とあるのは、総代を置いている組合にあっては「総代会」、「総代」、「組合員」及び「総会及び総代会」と、総代を置いていない組合にあっては「総会」、「組合員」、「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」及び「総会」とそれぞれ規定するものである。

(総代会の設置)

第〇〇条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第〇〇条 総代の定数は、〇〇^(a)人とする。

第4章^(a) (総代会及び)総会

(注) 本章は、総代を置いている組合にあっては「総代会及び総会」の章とし、総代を置いていない組合にあっては「総会」の章とするものである。

また、本章中「総(代)会」、「組合員(総代)」、「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者(組合員)」及び「総会(及び総代会)」とあるのは、総代を置いている組合にあっては「総代会」、「総代」、「組合員」及び「総会及び総代会」と、総代を置いていない組合にあっては「総会」、「組合員」、「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」及び「総会」とそれぞれ規定するものである。

(総代会の設置)

第〇〇条 この組合に、総会に代るべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第〇〇条 総代の定数は、〇〇^(a)人とする。

(総代の定数)

第〇〇条 総代の定数は、〇〇^(a)人以上〇〇人以内において総代選挙規約で定める。^(a)

(注) 1 総代の定数を、定款上幅を持たせ、規約で定めた方が適当な組合にあっては、括弧書の例に従って規定するものである。

(注) 2 総代の定数は、その選挙の時における組合員の総数の10分の1(組合員の総数が1000人を超える組合にあっては、100人)以上でなければならない(法第47条第3項)、具体的な定数は、これ以上の範囲において組合の区域及び組合員数に応じて適宜定めるものである。

(総代の選挙)

第〇〇条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第〇〇条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務執行)

第〇〇条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第〇〇条 総代の任期は〇年^(a)とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任

(総代の定数)

第〇〇条 総代の定数は、〇〇^(a)人以上〇〇人以内において総代選挙規約で定める。^(a)

(注) 1 総代の定数を、定款上幅を持たせ、規約で定めた方が適当な組合にあっては、括弧書の例に従って規定するものである。

(注) 2 総代の定数は、100人以上でなければならない(法第47条第3項)、具体的な定数は、これ以上の範囲において組合の区域及び組合員数に応じて適宜定めるものである。

(総代の選挙)

第〇〇条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

(総代の補充)

第〇〇条 総代が欠けた場合におけるその補充については、総代選挙規約の定めるところによる。

(総代の職務執行)

第〇〇条 総代は、組合員の代表として、組合員の意思を踏まえ、誠実にその職務を行わなければならない。

(総代の任期)

第〇〇条 総代の任期は1年^(a)とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠総代の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 総代は、任期満了後であっても後任者の就任

するまでの間^(a)は、その職務を行うものとする。

(注) 1 総代の任期については、3年以内において定款で定める期間とされている(法第47条第5項)のであるが、組合の実情に応じて定めるものである。

(注) 2 「後任者の就任するまでの間」とは、次期の総代の選挙により当選人が確定するまでの間を意味するものである。

(総代名簿)

第〇〇条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

(通常総(代)会の招集)

第45条 通常総(代)会は、毎事業年度終了の日から〇箇月以内^(a)に招集しなければならない。

(注) 通常総(代)会の開催の時期については、とくに法律上の規制はないが、法第92条の2により事業年度終了後3月以内に決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を行政庁に提出しなければならないことから、事業年度終了の日から3箇月以内に通常総(代)会を行う必要がある。その範囲内で適宜定めるものである。

(臨時総(代)会の招集)

第46条 理事長^(a)は、必要があるときはいつ

するまでの間^(a)は、その職務を行うものとする。

(注) 1 総代の任期については、役員との任期と異なり、定款で定めることとされている(法第47条第4項)のであるが、おおむね「1年」程度とすることが望ましい。

(注) 2 「後任者の就任するまでの間」とは、次期の総代の選挙により当選人が確定するまでの間を意味するものである。

(総代名簿)

第〇〇条 理事は、総代の氏名及びその選挙区を記載した総代名簿を作成し、組合員に周知しなければならない。

(通常総(代)会の招集)

第44条 理事は、毎事業年度終了の日から2箇月以内^(a)に、通常総(代)会を招集しなければならない。

(注) 通常総(代)会の開催の時期については、とくに法律上の規制はないが、消費生活協同組合財務処理規則(昭和29年厚生省令第48号。以下「財務処理規則」という。)第11条により決算日から3箇月以内に事業報告書、財務諸表及び剰余金処分案又は欠損金処理案を行政庁に提出しなければならないことから、事業年度終了の日から3箇月以内に通常総(代)会を行う必要がある。また、組合における会計事務の処理等を勘案して適当な時期を定めるべきであり、おおむね事業年度終了の日から「2箇月以内」とすることが適当であろう。

(臨時総(代)会の招集)

第45条 理事は、理事会において総(代)会の

法第34条

でも理事会の議決を経て、臨時総(代)会を招集できる。

2 組合員がその5分の1以上^(a)の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総(代)会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内^(a)に臨時総(代)会を招集すべきことを決しなければならない。

(注) 1 組合の実情に応じて、「理事長」以外の理事の中から定めても差し支えない。

(注) 2 「5分の1以上」の同意による請求があった場合には、理事は法第35条第2項の規定により必ず総(代)会を招集しなければならない義務を有しているが、組合の実情により、さらにこれを例えば「6分の1以上」、「10分の1以上」というようにして理事の招集義務を加重することは差し支えない。しかし、通常の組合にあっては「5分の1以上」程度が望ましい。

(注) 3 「20日以内」というのは、法第35条第2項に規定する最高期限であるから、さらにこれを例えば「15日以内」、「2週間以内」というように短期日にするには差し支えない。

(総(代)会の招集者)

第47条 総(代)会は、理事会の議決を経て、理事長^(a)が招集する。

2 理事長^(a)の職務を行う者がいないとき、又は前条第2項の請求があった場合において、理事長^(a)が正当な理由がないのに総(代)会招集の手続をしないうときは、監事は、総(代)会を招集しなければならない。

招集の議決をしたときは、臨時総(代)会を招集しなければならない。

2 理事は、組合員^(a)(総代)がその5分の1以上^(a)の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総(代)会の招集を請求したとき、並びに組合員^(a)(総代)が第26条第1項の規定により役員^(a)の解任を請求したときは、その請求のあった日から20日以内^(a)に臨時総(代)会を招集しなければならない。

(注) 1 「5分の1以上」の同意による請求があった場合には、理事は法第35条第2項の規定により必ず総(代)会を招集しなければならない義務を有しているが、組合の実情により、さらにこれを例えば「6分の1以上」、「10分の1以上」というようにして理事の招集義務を加重することは差し支えない。しかし、通常の組合にあっては「5分の1以上」程度が望ましい。

(注) 2 「20日以内」というのは、法第35条第2項に規定する最高期限であるから、さらにこれを例えば「15日以内」、「2週間以内」というように短期日にするには差し支えない。

法第35条第1項

法第35条第2項

法第36条第1項

法第36条第2項

(注) 組合の実情に応じて、「理事長」以外の理事の中から定めても差し支えない。

(監事の総(代)会招集)

- 第46条 理事の職務を行う者がいないときは、総(代)会の招集は、監事が行う。
- 2 監事は、前条第2項の請求があった場合において、理事が正当な理由がないにもかかわらず、総(代)会招集の手続をしないときは、総(代)会を招集しなければならない。
- 3 監事は、この組合の財産の状況又は業務の執行について不整の点があることを発見した場合において、これを総(代)会に報告するため必要があると認めるときは、総(代)会を招集しなければならない。

(総(代)会の招集手続)

第48条 理事長(注)が総(代)会を招集する場合には、法令で定める事項について、理事会の議決により決定しなければならない。

- 2 前条第2項の規定により監事が総(代)会を招集する場合には、法令で定める事項について、監事の全員の合議により決定しなければならない。
- 3 総(代)会を招集するには、理事長(注)又は監事は、その総(代)会の会日の10日前までに、組合員(総代)に対して第1項の事項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。
- 4 通常総(代)会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、組合員(総代)に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書を提供しなければならない。

(総(代)会の招集手続)

第47条 総(代)会の招集は、会日の少なくとも5日前までに、会議の目的とする事項、日時及び場所を書面により組合員(総代)に通知して行うものとする。

法第37条第1項

法第38条

法第31条の7第7項

(総(代)会提出議案・書類の調査)

第49条 監事は、理事が総(代)会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当事項があると認めるときは、その調査の結果を総(代)会に報告しなければならない。

会社法第384条

(延期又は続行の決議)

第50条 総(代)会の会日は、総(代)会の議決により、延期し、又は続行することができる。この場合においては、第48条各項の規定は適用しない。

(総(代)会の会日の延長)

第48条 総(代)会の会日は、総(代)会の議決により、続行し、又は延期することができる。この場合においては、前条の規定は適用しない。

法第44条

(総(代)会の議決事項)

第51条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総(代)会の議決を経なければならない。

(総(代)会の議決事項)

第49条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は総(代)会の議決を経なければならない。

法第40条第1項

- (1) 定款の変更
(2) 規約の設定、変更及び廃止
(3) 解散及び合併
(4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
(5) 出資1口の金額の減少

- (1) 定款の変更
(2) 規約の設定、変更及び廃止
(3) 解散及び合併(注)
(4) 毎事業年度の予算及び事業計画の設定及び変更
(5) 出資1口の金額の減少
(6) 借入金額の最高限度

(6) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案(以下「決算関係書類」という。)及び事業報告書

(7) 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、附属明細書及び剰余金処分案又は欠損金処理案

(7) 連合会及び他の団体への加入(注)又は脱退

(8) 連合会及び他の団体への加入(注)又は脱退

2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であつて、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総(代)会の議決によりその範囲

2 この組合は、第3条各号に掲げる事業を行うため、必要と認められる他の団体への加入又は脱退であつて、多額の出資若しくは加入金又は会費を要しないものについては、前項の規定にかかわらず、総(代)会の議決によりその範囲

<p>を定め、理事会の議決事項とすることができる。</p> <p>3 総（代）会においては、<u>第48条第3項の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総（代）会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>規約の変更のうち、以下の事項については、第1項の規定にかかわらず、総（代）会の議決を経ることを要しないものとする</u>ことができる。この場合においては、<u>総（代）会の議決を経ることを要しない事項の変更の内容の組合員に対する通知、公告その他の周知の方法は第〇〇条及び第〇〇条による。</u></p> <p><u>(1) 関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る）に伴う規定の整理（注）2</u></p> <p><u>(2) 〇〇に関する事項（注）2</u></p> <p>(注) 1 「他の団体への加入」には、子会社等への出資等も含むものである。</p> <p>(注) 2 <u>組合の実情に応じて施行規則第〇〇条に規定する事項の中から定めるものである。</u></p>	<p>を定め、理事会の議決事項とすることができる。</p> <p>3 総（代）会においては、<u>第47条の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決をするものとする。ただし、この定款により総（代）会の議決事項とされているものを除く事項であって軽微かつ緊急を要するものについては、この限りでない。</u></p> <p>(注) 1 <u>総代会においては、法第47条第6項の規定により組合の解散及び合併の議決をすることはできないので、総代を置いている組合にあっては、本号を削除するものである。</u></p> <p>(注) 2 「他の団体への加入」には、子会社等への出資等も含むものである。</p>	<p>法第40条第2項</p> <p>法第40条第3項</p> <p>削除</p>
<p>(総（代）会の成立要件)</p> <p><u>第52条 総（代）会は、組合員（総代）の半数^(注)が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。</u></p> <p>2 前項に規定する数の組合員（総代）の出席が</p>	<p>(総（代）会の成立要件)</p> <p><u>第50条 総（代）会は、組合員（総代）の過半数^(注)が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。</u></p> <p>2 前項に規定する数の組合員（総代）の出席が</p>	

ないときは、理事会は、その総（代）会の会日から20日以内にさらに総（代）会を招集することを決しなければならぬ。この場合には、前項の規定は適用しない。

(注) 総（代）会の成立要件を「半数」とするかどうかは、組合員等の実情により定めるものであり、組合員数の多い組合の総会にあっては「3分の1」としても差し支えないものであるが、総代を置いている組合にあっては、総代自身が何人かの組合員を代表しているものであるから、よほど特別の理由のない限りは「半数」と規定すべきである。

(役員の説明義務)

第53条 役員は、総（代）会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 組合員が説明を求めた事項が総（代）会の目的である事項に関しないものである場合

(2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合

(3) 組合員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合。ただし、当該組合員が総（代）会の日より相当の期間前に当該事項を組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。

(4) 組合員が説明を求めた事項について説明をすることにより組合その他の者（当該組合員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

(5) 組合員が当該総（代）会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場

ないときは、理事は、その総（代）会の会日から20日以内にさらに総（代）会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定は適用しない。

(注) 総（代）会の成立要件を「過半数」とするかどうかは、組合員等の実情により定めるものであり、組合員数の多い組合の総会にあっては「3分の1」としても差し支えないものであるが、総代を置いている組合にあっては、総代自身が何人かの組合員を代表しているものであるから、よほど特別の理由のない限りは「過半数」と規定すべきである。

法第43条

合

(6) 前各号に掲げる場合のほか、組合員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議決権及び選挙権)

第54条 組合員(総代)は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

(総(代)会の議決方法)

第55条 総(代)会の議事は、出席した組合員(総代)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総(代)会の議長は、総(代)会において、出席した組合員(総代)のうちから、その都度選任する。

3 議長は、組合員(総代)として総(代)会の議決に加わる権利を有しない。

4 総(代)会において議決をする場合には、議長は、その議決に関して出席した組合員(総代)の数に算入しない。

(総(代)会の特別議決方法)

第56条 次の事項は、組合員(総代)の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上^(a)の多数で決しなければならない。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 組合員の除名

(議決権及び選挙権)

第51条 組合員(総代)は、その出資口数の多少にかかわらず、各1個の議決権及び選挙権を有する。

2 総(代)会においてこの組合と組合員(総代)との関係について議決をする場合には、その組合員(総代)は、総(代)会の議決に加わる権利を有しない。

(総(代)会の議決方法)

第52条 総(代)会の議事は、出席した組合員(総代)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 総(代)会の議長は、総(代)会において、出席した組合員(総代)のうちから、その都度選任する。

3 議長は、組合員(総代)として総(代)会の議決に加わる権利を有しない。

4 総(代)会において議決をする場合には、議長及び前条第2項に規定する組合員(総代)は、その議決に関して出席した組合員(総代)の数に算入しない。

(総(代)会の特別議決方法)

第53条 次の事項は、組合員(総代)の(過半数が出席し、その)^(a)3分の2以上^{(a)2}の多数で決しなければならない。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併^{(a)3}

(3) 組合員の除名

法第17条

旧法第44条の削除

法第41条

法第42条

(4) 事業の全部の譲渡、共済事業の全部の譲渡及び共済契約の全部の移転

(5) 第25条第5項の規定による役員の実任の免除

(注) 「3分の2以上」の議決要件は、さらにこれを例えば「4分の3以上」というように加重することは差し支えない。

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第57条 組合員(総代)^(a)は、第48条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行うことができる。ただし、組合員又は組合員と同一の世帯に属する者(組合員)^(a)でなければ代理人となることができない。

2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第48条第3項の規定によ

(注) 1 第50条第1項の規定による総(代)会の定足数を「過半数以上」としている組合にあつては、この括弧書は規定する必要はないが、定足数を過半数未満、例えば「3分の1」としているような組合にあつては、この括弧書を規定しなければならない。なお、この「過半数」は、さらにこれを例えば、「3分の2以上」というように加重することは差し支えない。

(注) 2 「3分の2以上」の議決要件は、さらにこれを例えば「4分の3以上」というように加重することは差し支えない。

(注) 3 総代を置いている組合にあつては、組合の解散及び合併の議決を総代会で行うことはできないものであるから、この事項は削除し、条を別にして総会議決事項として規定しなければならないものである。

(議決権及び選挙権の書面又は代理人による行使)

第54条 組合員(総代)^(a)は、第47条の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行うことができる。ただし、組合員又は組合員と同一の世帯に属する者(組合員)^(a)でなければ代理人となることができない。

2 前項の規定により、議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

3 第1項の規定により書面をもって議決権又は選挙権を行う者は、第47条の規定によりあら

削除

削除

法第17条

りあらかじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の名を書面に明示して、第60条及び第21条第1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。

4 代理人は、10(3) (a) 1人 (a) 2以上の組合員(総代) (a) 1を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

6 組合員(総代)は、第1項の規定による書面をもってする議決権及び選挙権の行使に代えて、議決権及び選挙権を電磁的方法により行うことができる。(a) 3

7 前項の電磁的方法は、〇〇 (a) 4の方法により行うこととする。

(注) 1 総代を置いている組合にあつては「総代」、「組合員」、「3人」、「総代」と、総代を置いていない組合にあつては「組合員」、「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」、「10人」、「組合員」と規定するものである。

(注) 2 「10(3)人」は、法第17条第4項の規定により定められた最高限度の数で、さらにこれを例えば「8(2)人」というように、少人数にすることは差し支えない。

(注) 3 電磁的方法によってできるとする場合には、本項のとおり規定するものである。

(注) 4 施行規則第〇〇条に規定する方法のうち、組合が行う方法を規定するものである。また、具体的な手続き等については、規則で定めるものである。

(家族(組合員) (a) の発言権)

第58条 組合員と同一の世帯に属する者(組合

かじめ通知のあった事項について、その賛否又は選挙しようとする役員の名を書面に明示して、第57条及び第21条第1項の規定による規約の定めるところにより、この組合に提出しなければならない。

4 代理人は、10(3) (a) 1人 (a) 2以上の組合員(総代) (a) 1を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(注) 1 総代を置いている組合にあつては「総代」、「組合員」、「3人」、「総代」と、総代を置いていない組合にあつては「組合員」、「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」、「10人」、「組合員」と規定するものである。

(注) 2 「10(3)人」は、法第17条第4項の規定により定められた最高限度の数で、さらにこれを例えば「8(2)人」というように、少人数にすることは差し支えない。

(家族(組合員) (a) の発言権)

第55条 組合員と同一の世帯に属する者(組合

法第48条

員) (a) は、総(代)会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、組合員(総代) (a) の代理人として総(代)会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(注) 総代を置いていない組合にあつては「家族」、「組合員と同一の世帯に属する者」、「組合員」と、総代を置いている組合にあつては「組合員」、「組合員」、「総代」と規定するものである。

(総(代)会の議事録)

第59条 総(代)会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、作成した理事及び議長(a)がこれに署名又は記名押印するものとする。

(注) 議事録の署名又は記名押印については、「議長及び総(代)会において選任した組合員(総代)2人」と規定することも差し支えない。

(解散又は合併の議決)

第〇〇条 総代会において組合の解散又は合併の議決があつたときは、理事は、当該議決の日から10日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。

員) (a) は、総(代)会に出席し、議長の許可を得て発言することができる。ただし、組合員(総代) (a) の代理人として総(代)会に出席する場合を除き、議決権及び選挙権を有しない。

(注) 総代を置いていない組合にあつては「家族」、「組合員と同一の世帯に属する者」、「組合員」と、総代を置いている組合にあつては「組合員」、「組合員」、「総代」と規定するものである。

(総(代)会の議事録)

第56条 総(代)会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び総(代)会において選任した組合員(総代)2人(a)がこれに署名又は記名押印するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 組合員(総代)の総数及び出席組合員(総代)の数
- (3) 議事の経過の要領
- (4) 議決した事項及び賛否の数
- (5) (a) 3 選任された役員の名

(注) 1 総(代)会議事録作成人は、「2人」程度が適当であらう。

(注) 2 本身は、役員を選任を総(代)会において行う組合のみが規定するものである。

法第45条

法第47条の2

2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の5分の1以上^(イ)の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から1月以内にしなければならない。

3 前項の請求の日から2週間以内に理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないと、監事は、総会を招集しなければならない。

4 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。

(注) これを下回る割合を定めた場合にあっては、その割合を規定するものである。

(総会の議決事項及び総代会の規定の準用)
第〇〇条 〇〇^(イ)については、総会の議決を経るものとする。

2 第〇〇条、第〇〇条及び第〇〇条^(イ)の規定は、総会において準用する。

(注) 1 総代を置いている組合において、例えば「役員解任」等の重要な事項を総会議決事項とする場合には、本条に規定するものである。

(注) 2 第1項に規定した事項について、総会で議決を行うための招集手続き等準用が必要な条番号を列挙するものである。

(総会の議決事項及び成立要件)
第〇〇条 組合の解散及び合併は、総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、組合員の過半数^(イ)が出席し、その3分の2以上の多数^(イ)で決しなければならない。

(注) 第53条(注)1及び(注)2を参照のこと。

(総代会の規定の準用)
第〇〇条 第45条、第46条第1項及び第2項、第47条、第48条、第51条、第52条

削除

(総会(及び総代会)^(イ)運営規約)
第60条 この定款に定めるもののほか、総会(及び総代会)^(イ)の運営に関し必要な事項は、総会(及び総代会)^(イ)運営規約で定める。

(注) 総代を置いている組合にあっては「総会及び総代会」と、総代を置いていない組合にあっては「総会」と規定するものである。

並びに第54条から第56条までの規定は、総会について準用する。この場合において、第45条第2項中「総代会の招集を請求したとき、並びに総代が第26条第1項の規定により役員解任を請求したときは、」とあるのは、「総会の招集を請求したときは、」と^(イ)、第54条第1項中「組合員」とあるのは、「組合員又は組合員と同一の世帯に属する者」と、同条第4項中「3^(イ)人」とあるのは「10^(イ)人」と、第55条中「組合員」とあるのは、「組合員と同一の世帯に属する者」と読み替えるものとする。

(注) 1 総代を置いている組合であっても役員解任を総会議決事項としている場合は、この読替規定は、削除すべきである。

(注) 2 第54条(注)2を参照のこと。

(総会(及び総代会)^(イ)運営規約)
第57条 この定款に定めるもののほか、総会(及び総代会)^(イ)の運営に関し必要な事項は、総会(及び総代会)^(イ)運営規約で定める。

(注) 総代を置いている組合にあっては「総会及び総代会」と、総代を置いていない組合にあっては「総会」と規定するものである。

第5章 事業の執行

(事業の利用)
第61条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。ただし、第3条第〇号に掲げる事業の利用については、この限りでない。^(イ)

(注) 本条は、組合員と同一の世帯に属する者の組合事業の利用を認めた規定であるが、組合事業の性格上その利用者の範囲を組合の

第5章 事業の執行

(事業の利用)
第58条 組合員と同一の世帯に属する者は、この組合の事業の利用については、組合員とみなす。ただし、第3条第〇号に掲げる事業の利用については、この限りでない。^(イ)

(注) 本条は、組合員と同一の世帯に属する者の組合事業の利用を認めた規定であるが、組合事業の性格上その利用者の範囲を組合員

法第12条第2項

みに限るような事業については、ただし書のような規定を必ず置かなければならないものである。

(事業の品目等) (2)1

第62条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、食料品、衣料品、酒、煙草、医薬品、〇〇その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。(2)2

2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類の種類は、理容施設、美容施設及び〇〇施設とする。(2)3

3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、次に掲げるものとする。(2)4

(1) 共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済契約者の火災事故の発生に関し、共済金を支払うことを約する火災共済事業

(2) 共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済契約者又はその親族の死亡事故の発生に関し、共済金を支払うことを約する生命共済事業

(3) 〇〇生活協同組合連合会が行う〇〇共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業(2)5

(4) 組合員に対し生活に必要な資金を貸し付ける事業(以下「貸付事業」という。)

4 第3条第5号に規定する医療に関する事業は、次に掲げるものとする。(第3条第6号に係るものを除く。)(2)6

(1) 医療事業

(2) 訪問看護事業

5 第3条第6号に規定する福祉に関する事業は、次に掲げるものとする。

(1) 保育所を経営する事業

(2) 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保

のみに限るような事業については、ただし書のような規定を必ず置かなければならないものである。

(事業の品目等) (2)1

第59条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、食料品、衣料品、酒、煙草、医薬品、〇〇その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。(2)2

2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種類の種類は、理容施設、美容施設及び〇〇施設とする。(2)3

3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業(以下「共済事業」という。)は、次に掲げるものとする。(2)4

(1) 共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済契約者の火災事故の発生に関し、共済金を支払うことを約する火災共済事業

(2) 共済契約者から共済掛金の支払を受け、共済契約者又はその親族の死亡事故の発生に関し、共済金を支払うことを約する生命共済事業

(3) 〇〇生活協同組合連合会が行う〇〇共済事業の業務の一部を受託する受託共済事業(2)5

4 第3条第5号に規定する保健医療の向上及び福祉の増進を図る事業は、次に掲げるものとする。(2)6

(1) 医療事業

(2) 訪問看護事業(第4号に係るものを除く。)

(3) 保育所を経営する事業

(4) 児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保

健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法及び障害者自立支援法のいずれかに基づく保健福祉に関する事業並びにその関連の事業(2)7

(3) 組合員の福祉の増進を図る事業(前号までに規定する事業を除く。)(2)8

(注)1 本条は、第3条に規定する事業種目に従って規定するもので、第3条に掲げていない事業種目については規定する必要はない。

(注)2 本項は、現に供給し及び供給しようとしている主要な品目について、例示的に規定するものである。しかしながら、酒税法による酒類の小売業を行う場合は、税務署長の免許を必要とし、たばこ事業法による小売販売業を行う場合は、財務(支)局に許可を申請しなければならず、医薬品の販売を行う場合は、薬品又は医薬品の販売業として都道府県知事の許可を受けなければならず、このような免許又は許可の申請に当たっては、定款の提出を求められることもあり得るので、本条において、その品目を明記しておくことが必要である。

(注)3 本項は、現に設置し及び設置しようとしている施設の種類の種類を具体的に規定するものである。

ただし、医療事業、訪問看護事業、保育所を経営する事業、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法に基づく保健福祉に関する事業等は本項から分離し、本条第5項に規定するものである。

健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、老人保健法、介護保険法及び障害者自立支援法のいずれかに基づく保健福祉に関する事業並びにその関連の事業(2)7

(5) 介護人の派遣その他組合員の保健福祉の増進を図る事業(前号までに規定する事業を除く。)(2)8

(注)1 本条は、第3条に規定する事業種目に従って規定するもので、第3条に掲げていない事業種目については規定する必要はない。

(注)2 本項は、現に供給し及び供給しようとしている主要な品目について、例示的に規定するものである。しかしながら、酒税法による酒類の小売業を行う場合は、税務署長の免許を必要とし、たばこ事業法による小売販売業を行う場合は、財務(支)局に許可を申請しなければならず、医薬品の販売を行う場合は、薬品又は医薬品の販売業として都道府県知事の許可を受けなければならず、このような免許又は許可の申請に当たっては、定款の提出を求められることもあり得るので、本条において、その品目を明記しておくことが必要である。

(注)3 本項は、現に設置し及び設置しようとしている施設の種類の種類を具体的に規定するものである。

ただし、医療事業、訪問看護事業、保育所を経営する事業、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、老人福祉法、老人保健法及び介護保険法に基づく保健福祉に関する事業等及び組合員のみを対象とした介護人派遣事業等は本項から分離し、本条第4項

(注) 4 本項は、現に行い及び行おうとしている共済を図る事業の種類を具体的に規定するものである。また、共済事業又は受託共済事業を行う組合で保険代理に関する事業を行う場合には、別項で内容を具体的に規定するものである。

- (注) 5 第3条(注)2を参照のこと。
 (注) 6 本項は、第3条第5号に規定する事業のうち、現に行い及び行おうとしている医療事業の種類を規定するものである。
 (注) 7 本号の事業のうち新たな事業を追加していく場合にも、本号の改正を要しないものである。
 (注) 8 本号に規定する事業は、福祉に関する役務提供事業のうち、現に行い及び行おうとしているものの主要な事業について、例示的に規定するものである。

(共済掛金及び共済金) (13)

第〇〇条 共済事業に係る共済契約1口当たりの共済掛金及び共済金の額は、次のとおりとする。

共済事業の種類	共済掛金額	共済金額
火災共済事業	年 〇〇円	〇〇万円
生命共済事業	年 〇〇円	〇〇万円

に規定するものである。

(注) 4 本項は、現に行い及び行おうとしている共済事業の種類を具体的に規定するものである。

- (注) 5 第3条(注)2を参照のこと。
 (注) 6 本項は、第3条第5号に規定する事業のうち、現に行い及び行おうとしている保健福祉事業の種類を規定するものである。
 (注) 7 本号の事業のうち新たな事業を追加していく場合にも、本号の改正を要しないものである。
 (注) 8 本号に規定する事業は、組合員のみを対象とした保健福祉に関する役務提供事業のうち、現に行い及び行おうとしているものの主要な事業について、例示的に規定するものである。

(共済掛金及び共済金) (13)

第〇〇条 共済事業に係る共済契約1口当たりの共済掛金及び共済金の額は、次のとおりとする。

共済事業の種類	共済掛金額	共済金額
火災共済事業	年 〇〇円	〇〇万円
生命共済事業	年 〇〇円	〇〇万円

(14) 2

共済事業の種類	共済掛金額の最高限度	共済金額の最高限度
火災共済事業	〇〇口〇〇円	〇〇万円
生命共済事業	〇〇口〇〇円	〇〇万円

(14) 3

- (注) 1 本条は、共済事業を行う組合のみが規定するものである。
 (注) 2 例えば、火災共済事業について、共済の目的の共済事故発生の危険の程度にしたがって、共済契約1口当たりの共済掛金の額に段階を設ける組合にあつては、各段階ごとの共済掛金の額を示すことが必要である。
 (注) 3 (注)2にあるように、1口当たりの共済掛金の額が段階別に分れている組合にあつては、各段階のうち、最も高い共済掛金の額を基準として、共済掛金の額の最高限度を定めるものである。

(共済事業規約) (14)

第〇〇条 この組合は、共済事業について、その種類ごとに、その実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法その他事業の実施に関し法令に定める事項を、共済事業規約で定めるものとする。

(注) 本条は、共済事業を行う組合のみが規定するものである。

(14) 2

共済事業の種類	共済掛金額の最高限度	共済金額の最高限度
火災共済事業	〇〇口〇〇円	〇〇万円
生命共済事業	〇〇口〇〇円	〇〇万円

(14) 3

- (注) 1 本条は、共済事業を行う組合のみが規定するものである。
 (注) 2 例えば、火災共済事業について、共済の目的の共済事故発生の危険の程度にしたがって、共済契約1口当たりの共済掛金の額に段階を設ける組合にあつては、各段階ごとの共済掛金の額を示すことが必要である。
 (注) 3 (注)2にあるように、1口当たりの共済掛金の額が段階別に分れている組合にあつては、各段階のうち、最も高い共済掛金の額を基準として、共済掛金の額の最高限度を定めるものである。

(共済事業規約) (14)

第〇〇条 この組合は、共済事業について、その種類ごとに、その実施方法、共済契約、共済掛金及び責任準備金の額の算出方法その他事業の実施に関し必要な事項を、共済事業規約で定めるものとする。

(注) 本条は、共済事業を行う組合のみが規定するものである。

(貸付事業規約) (注)
第〇〇条 この組合は、貸付事業について、その実施方法及び貸付けの契約その他事業の実施に関し法令に定める事項を、貸付事業規約で定めるものとする。
(注) 本条は、貸付事業を行う組合のみが規定するものである。

第6章 会計

(事業年度)

第63条 この組合の事業年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までとする。

(財務処理)

第64条 この組合は、法令及びこの組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を作成するものとする。

(収支の明示)

第65条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。(注)

(注) 第3条に規定する事業の種類ごとに収支を明らかにすることにより、各事業の経営内容の評価、効率化に寄与するものである。

(共済事業の区分経理) (注)

第〇〇条 この組合は、共済事業と共済事業以外の事業とを区分して経理し、かつ、共済事業については、その事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(注) 本条は、共済事業を行う組合のみが規定

第6章 財務

(事業年度)

第60条 この組合の事業年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までとする。

(財務処理)

第61条 この組合は、この組合の経理に関する規則の定めるところにより、この組合の財務の処理を行い、財務諸表を作成するものとする。

(収支の明示)

第62条 この組合は、この組合が行う事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(経理の区分) (注)

第〇〇条 この組合は、共済事業と共済事業以外の事業とを区分して経理し、かつ、共済事業については、その事業の種類ごとに収支を明らかにするものとする。

(注) 本条は、共済事業を行う組合のみが規定

法第50条の3

するものである。

(医療福祉等事業の区分経理)

第〇〇条 この組合は、次に掲げる事業(以下、「医療福祉等事業」という。)に係る経理とその他の経理を区分するものとする。

(1) 施行規則第9条に規定する事業の範囲内の事業 (注)

(2) 施行規則第9条に規定する事業の範囲内の事業 (注)

(注) 組合において、行っている事業を規定するものである。

するものである。

(他の経理への資金運用の禁止) (注)

第〇〇条 この組合は、厚生労働大臣の承認を受けた場合を除き、共済事業に係る経理から共済事業以外の事業に係る経理へ資金を運用し、又は共済事業に係る経理に属する資産を担保に供して共済事業以外の事業に係る経理に属する資金を調達しないものとする。

(注) 本条は、共済事業を行う組合のみが規定するものである。

(法定準備金)

第66条 この組合は、出資総額の2分の1(出資総額)に相当する額(注)に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1(5分の1)に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金の特ん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2 前項の規定による法定準備金は、欠損金の特

(他の経理への資金運用の禁止) (注)

第〇〇条 この組合は、厚生労働大臣の承認を受けた場合を除き、共済事業に係る経理から共済事業以外の事業に係る経理へ資金を運用し、又は共済事業に係る経理に属する資産を担保に供して共済事業以外の事業に係る経理に属する資金を調達しないものとする。

(注) 本条は、共済事業を行う組合のみが規定するものである。

(法定準備金)

第63条 この組合は、出資総額の2分の1に相当する額(注)に達するまで、毎事業年度の剰余金の10分の1に相当する額以上の金額を法定準備金として積み立てるものとする。ただし、この場合において繰越欠損金があるときには、積み立てるべき準備金の額の計算は、当該事業年度の剰余金からその欠損金の特ん補に充てるべき金額を控除した額について行うものとする。

2 前項の規定による法定準備金は、欠損金の特

法第50条の4

法第51条の4第1項~3項

ん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

(注) 1 法定準備金の額を「出資総額の2分の1に相当する額」とすることは、法第51条の4第2項の規定による最低限度の額とすることであるから、さらにこれを「出資総額に相当する額」というように増額することは差し支えない。なお、共済事業を行う組合にあっては、「出資総額に相当する額」とすることは、法第51条の4第2項の規定による最低限度の額とすることであるから、さらにこれを「出資総額の2倍に相当する額」というように増額することは差し支えない。

(注) 2 共済事業を行う組合にあっては、5分の1と規定するものである。

(教育事業等繰越金)

第67条 この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額^(a)以上の金額を教育事業等繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第7号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。

なお、全部又は一部を組合員の相互の協力の下に地域において行う福祉の向上に資する活動を助成する事業に充てることができる。

2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(注) 教育事業等繰越金の額を「毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額」とすることは、法第51条の4第4項の規定による最低限度の額とすることであるから、さらにこれを例えば「10分の1に相当する額」というように増額することは差し支えない。

(医療福祉等事業の積立金)^(a)

ん補に充てる場合を除き、取り崩すことができない。

(注) 法定準備金の額を「出資総額の2分の1に相当する額」とすることは、法第51条第2項の規定による最低限度の額とすることであるから、さらにこれを「出資総額に相当する額」というように増額することは差し支えない。

(教育事業繰越金)

第64条 この組合は、毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額^(a)以上の金額を教育事業繰越金として翌事業年度に繰り越し、繰り越された事業年度の第3条第6号に定める事業の費用に充てるために支出するものとする。

2 前条第1項ただし書の規定は、前項の規定による繰越金の額の計算について準用する。

(注) 教育事業繰越金の額を「毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する額」とすることは、法第51条第4項の規定による最低限度の額とすることであるから、さらにこれを例えば「10分の1に相当する額」というように増額することは差し支えない。

法第51条の4第4項、5項

第〇〇条 この組合は、医療福祉等事業に関し、残余がある場合については、医療福祉等事業積立金として積み立てるものとする。

2 前項の規定による医療福祉等事業積立金は、医療福祉等事業の費用に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

(注) 医療福祉等事業のみを行う組合については、第68条から第72条まで規定しないものである。

法第51条の2

(剰余金の割戻し)

第68条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額^(a)に応じて組合員に割戻すことができる。

2 この組合は、期日の到来した出資の払込みを終了しない組合員について、その出資の払込みを終わるまでその組合員に割戻すべき剰余金をその払込みに充てることことができる^(a)。

(注) 1 貸付事業を実施している組合については、「又は払込んだ出資額」を削除するものである。

(注) 2 出資の払込みを全額一時払込みとしている組合にあっては、本項を規定する必要はない。

(利用分量に応ずる割戻し)

第69条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し(以下「利用分量割戻し」という。)は、毎事業年度の剰余金について繰越欠損金をてん補し、第66条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第67条第1項の規定による教育事業等繰越金として繰り越す金額(以下「法定準備金等の金額」という。)を控除した後に、なお残余があるときに行うこと

(剰余金の割戻し)

第65条 この組合は、剰余金について、組合員の組合事業の利用分量又は払込んだ出資額に応じて組合員に割戻すことができる。

2 この組合は、期日の到来した出資の払込みを終了しない組合員について、その出資の払込みを終わるまでその組合員に割戻すべき剰余金をその払込みに充てることことができる^(a)。

(注) 出資の払込みを全額一時払込みとしている組合にあっては、本項を規定する必要はない。

(利用分量に応ずる割戻し)

第66条 組合事業の利用分量に応ずる剰余金の割戻し(以下「利用分量割戻し」という。)は、毎事業年度の剰余金について繰越欠損金をてん補し、第63条第1項の規定による法定準備金として積み立てる金額及び第64条第1項の規定による教育事業繰越金として繰り越す金額(以下「法定準備金等の金額」という。)を控除した後に、なお残余があるときに行うこと

法第52条

とができる。

- 2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の（種類別ごとの）(a)、利用分量に応じて行う。
- 3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度（毎月ごとに）(a)、利用した事業の（種類別及び）(a)、分量を証する領収書（利用高券・レシート等）(a)を交付するものとする。
- 4 この組合は、組合員が利用した組合事業の（種類別ごとの）(a)、利用分量の総額がこの組合の（その）(a)、事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、（その事業についての）(a)、利用分量割戻しを行わない。
- 5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総（代）(a)、会の議決があったときは、速やかに（利用分量割戻しを行う事業の種類、）(a)、利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告(a)、するものとする。
- 6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。
- 7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総（代）(a)、会の終了の日から6箇月を経過する日(a)、までに、第3項の規定により交付を受けた領収書（利用高券・レシート等）(a)を提出してこれをしなければならない。
- 8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日(a)、までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書（利

とができる。

- 2 利用分量割戻しは、各事業年度における組合員の組合事業の（種類別ごとの）(a)、利用分量に応じて行う。
- 3 この組合は、組合事業を利用する組合員に対し、組合事業の利用の都度（毎月ごとに）(a)、利用した事業の（種類別及び）(a)、分量を証する領収書（利用高券・レシート等）(a)を交付するものとする。
- 4 この組合は、組合員が利用した組合事業の（種類別ごとの）(a)、利用分量の総額がこの組合の（その）(a)、事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、（その事業についての）(a)、利用分量割戻しを行わない。
- 5 この組合は、利用分量割戻しを行うこと及び利用分量割戻金の額について総（代）(a)、会の議決があったときは、速やかに（利用分量割戻しを行う事業の種類、）(a)、利用分量割戻金の利用分量に対する割合及び利用分量割戻金の請求方法を組合員に公告(a)、するものとする。
- 6 この組合は、利用分量割戻しを行うときは、その割戻すべき金額に相当する額を利用分量割戻金として積み立てるものとする。
- 7 組合員は、第5項の公告に基づき利用分量割戻金をこの組合に請求しようとするときは、利用分量割戻しを行うことについての議決が行われた総（代）(a)、会の終了の日から6箇月を経過する日(a)、までに、第3項の規定により交付を受けた領収書（利用高券・レシート等）(a)を提出してこれをしなければならない。
- 8 この組合は、前項の請求があったときは、第6項の規定による利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌々事業年度の末日(a)、までに、その利用分量割戻金を取り崩して、組合員ごとに前項の規定により提出された領収書（利

用高券・レシート等）(a)によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。

- 9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- 10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかつたときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。
- 11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度(a)、における事業の剰余金に算入するものとする。

(注) 1 利用分量の割戻しは、組合事業全体の利用分量に応じて、また組合の事業の種類別ごとにも行うことができるものであり、事業全体について利用分量割戻しを行おうとする組合にあつては「組合事業の利用分量に応じて」とし、事業の種類別ごとに利用分量割戻しを行おうとする組合にあつては「組合事業の種類別ごとの利用分量に応じて」とすればよい。以下事業の種類別ごとに利用分量割戻しを行おうとする組合にあつては(注) 1の箇所を括弧書の例により規定するものである。なお、医療福祉等事業については、利用分量の割戻しの対象から除くものである。

(注) 2 組合が利用分量の割戻しを行おうとするときは、施行規則第〇〇条第〇項の規定

用高券・レシート等）(a)によって確認した事業の利用分量に応じ、利用分量割戻金を支払うものとする。

- 9 この組合は、各組合員ごとの利用分量があらかじめ明らかである場合には、第7項の規定にかかわらず、組合員からの利用分量割戻金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
- 10 この組合が、前2項の規定により利用分量割戻しを行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により第8項に定める期間内に支払を行うことができなかつたときは、当該組合員は、当該期間の末日をもって利用分量割戻金の請求権を放棄したものとみなす。
- 11 この組合は、各事業年度の利用分量割戻金のうち、第8項に定める期間内に割戻しを行うことができなかつた額は、当該事業年度の翌々事業年度(a)、における事業の剰余金に算入するものとする。

(注) 1 利用分量の割戻しは、組合事業全体の利用分量に応じて、また組合の事業の種類別ごとにも行うことができるものであり、事業全体について利用分量割戻しを行おうとする組合にあつては「組合事業の利用分量に応じて」とし、事業の種類別ごとに利用分量割戻しを行おうとする組合にあつては「組合事業の種類別ごとの利用分量に応じて」とすればよい。以下事業の種類別ごとに利用分量割戻しを行おうとする組合にあつては(注) 1の箇所を括弧書の例により規定するものである。

(注) 2 組合が利用分量の割戻しを行おうとするときは、財務処理規則第23条第1項の

により、組合事業を利用する組合員に対し領収書を交付しなければならないこととされている。しかし、この領収書の交付については、例えば、食料品及び日用品の供給事業のように、その都度行うことが事務的に非常に複雑で、組合の事務処理に混乱を招くような場合も考えられるので、このような場合にあっては、領収書の交付を1箇月分の利用分量をまとめて行うものとしても差し支えないものである。

(注) 3 利用分量割戻しを行おうとする組合は、施行規則第〇〇条第〇項の規定により、「領収書その他の当該利用分量を確認することができる証拠書類」を組合事業を利用する組合員に交付しなければならないものであって、その名称は、「領収書」とらわれる必要はなく、利用分量を確認することができる証拠書類であればよいものであるから、例えば、共済事業については、「共済掛金預り金受領書」というようにすればよいものである。

(注) 4 利用分量の割戻しは、施行規則第〇〇条第〇項の規定により、「領収書等によって確認することができる利用分量の総額が、当該組合の事業総額の5割以上となったとき」でなければ行ってはならないものとされているので、事業全体について利用分量割戻しを行おうとする組合については、「この組合の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。」と規定するものであるが、当該施行規則に「事業別に利用分量割戻しを行おうとする場合にあっては、利用分量割戻しを行おうとする事業ごとに、同項の規定により交付された領収書等によって確認することができる利用分量

規定により、組合事業を利用する組合員に対し領収書を交付しなければならないこととされている。しかし、この領収書の交付については、例えば、食料品及び日用品の供給事業のように、その都度行うことが事務的に非常に複雑で、組合の事務処理に混乱を招くような場合も考えられるので、このような場合にあっては、領収書の交付を1箇月分の利用分量をまとめて行うものとしても差し支えないものである。

(注) 3 利用分量割戻しを行おうとする組合は、財務処理規則第23条第1項の規定により、「領収書その他の当該利用分量を確認することができる証拠書類」を組合事業を利用する組合員に交付しなければならないものであって、その名称は、「領収書」とらわれる必要はなく、利用分量を確認することができる証拠書類であればよいものであるから、例えば、共済事業については、「共済掛金預り金受領書」というようにすればよいものである。

(注) 4 利用分量の割戻しは、財務処理規則第23条第2項の規定により、「領収書等によって確認することができる利用分量の総額が、当該組合の事業総額の5割以上となったとき」でなければ行ってはならないものとされているので、事業全体について利用分量割戻しを行おうとする組合にあっては、「この組合の事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、利用分量割戻しを行わない。」と規定するものであるが、当該省令に「事業別に利用分量割戻しを行おうとする場合にあっては、利用分量割戻しを行おうとする事業ごとに、同項の規定により交付された領収書等によって確認することができる利用

の総額が、当該事業の事業総額の5割以上となったとき」は利用分量割戻しを行うことができる旨規定されているので、事業の種類別ごとに利用分量割戻しを行おうとする組合にあっては、「この組合のその事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、その事業についての利用分量割戻しを行わない。」と規定するものである。

(注) 5 第12条(注)1を参照のこと。

(注) 6 「公告」は最低限の手段であり、この他店舗への掲示や組合機関誌への掲載等の方法を使い、組合員全員に周知を図るものである。

(注) 7 組合員の組合に対する利用分量割戻金の請求期間は、組合の実情により適宜定めて差し支えないが、おおむね6箇月程度が適当であろう。

(注) 8 施行規則第〇〇条第〇項の規定により、利用分量割戻しは、利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌事業年度開始の日から起算して2年を超えない期間内に、すなわち、翌々事業年度の末日までに行われなければならないこととされているものであるから、この範囲内において、例えば、「翌事業年度の末日まで」として、割戻事務の迅速化を図ることは差し支えない。

(注) 9 割戻しを行うことができなかった額を、どこの年度の剰余金に算入するかは、もっぱら割戻金の支払期間との関連において定まってくるものであるから、割戻金の支払を「翌々事業年度の末日まで」とした場合は、剰余金に算入する年度も「翌々事業年度」と規定し、割戻金の支払を「翌事業年度の末日まで」とした場合は、剰余金に算入する年度も「翌事業年度」と規定するものである。

分量の総額が、当該事業の事業総額の5割以上となったとき」は利用分量割戻しを行うことができる旨規定されているので、事業の種類別ごとに利用分量割戻しを行おうとする組合にあっては、「この組合のその事業総額の5割以上であると確認した場合でなければ、その事業についての利用分量割戻しを行わない。」と規定するものである。

(注) 5 第12条(注)1を参照のこと。

(注) 6 「公告」は最低限の手段であり、この他店舗への掲示や組合機関誌への掲載等の方法を使い、組合員全員に周知を図るものである。

(注) 7 組合員の組合に対する利用分量割戻金の請求期間は、組合の実情により適宜定めて差し支えないが、おおむね6箇月程度が適当であろう。

(注) 8 財務処理規則第23条第4項の規定により、利用分量割戻しは、利用分量割戻金の積立てを行った事業年度の翌事業年度開始の日から起算して2年を超えない期間内に、すなわち、翌々事業年度の末日までに行われなければならないこととされているものであるから、この範囲内において、例えば、「翌事業年度の末日まで」として、割戻事務の迅速化を図ることは差し支えない。

(注) 9 割戻しを行うことができなかった額を、どこの年度の剰余金に算入するかは、もっぱら割戻金の支払期間との関連において定まってくるものであるから、割戻金の支払を「翌々事業年度の末日まで」とした場合は、剰余金に算入する年度も「翌々事業年度」と規定し、割戻金の支払を「翌事業年度の末日まで」とした場合は、剰余金に算入する年度も「翌事業年度」と規定するものである。

(出資額に応ずる割戻し)

- 第70条** 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し(以下「出資配当」という。)は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。
- 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。
 - 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割^(a)以内の額とする。
 - この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総(代)^(a)の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告^(a)するものとする。
 - 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総(代)^(a)の終了の日から6箇月を経過する日^(a)までにこれをしなければならない。
 - この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。
 - この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
 - この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総(代)^(a)の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出

(出資額に応ずる割戻し)

- 第67条** 払い込んだ出資額に応ずる剰余金の割戻し(以下「出資配当」という。)は、毎事業年度の剰余金から法定準備金等の金額を控除した額又は当該事業年度の欠損金に、繰越剰余金又は繰越欠損金を加減し、さらに任意積立金取崩額を加算した額について行うことができる。
- 出資配当は、各事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じて行う。
 - 出資配当金の額は、払込済出資額につき年1割^(a)以内の額とする。
 - この組合は、出資配当を行うこと及び出資配当金の額について総(代)^(a)の議決があったときは、速やかに出資配当金の払込済出資額に対する割合及び出資配当金の請求方法を組合員に公告^(a)するものとする。
 - 組合員は、前項の公告に基づき出資配当金をこの組合に請求しようとするときは、出資配当を行うことについての議決が行われた総(代)^(a)の終了の日から6箇月を経過する日^(a)までにこれをしなければならない。
 - この組合は、前項の請求があったときは、遅滞なく出資配当金を支払うものとする。
 - この組合は、あらかじめ支払方法を明確に定めている場合には、第5項の規定にかかわらず、組合員からの出資配当金の請求があったものとみなして、前項の支払を行うことができる。
 - この組合が、前2項の規定により出資配当金の支払を行おうとする場合において、この組合の責めに帰すべき事由以外の事由により支払を行えなかったときは、第4項に定める総(代)^(a)の終了の日から2年を経過する日までの間に請求を行った場合を除き、当該組合員は、出

資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(出資額に応ずる割戻し)^(a)

(第〇〇条 この組合は、出資額に応ずる割戻しを行うことができない。)

(注)1 法第52条第4項の規定により、組合における出資額に応ずる割戻しは、年1割を超えてはならないとされているもので、この範囲内においては、組合の実情により、さらにこれを例えば「5分」というように、制限することは差し支えない。

(注)2 第12条(注)1を参照のこと。

(注)3 前条(注)6を参照のこと。

(注)4 前条(注)7を参照のこと。

(注)5 貸付事業を実施している組合については、括弧書きのように規定するものである。

(端数処理)

第71条 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に〇円未満^(a)の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(注) この端数切捨ては、通貨価値のない端数を整理して事務処理の繁雑化を防止するとともに、計算上の便宜のためのものであるから、組合の実情により、1円未満、5円未満、10円未満というように適宜定めればよい。

(その他の剰余金処分)

第72条 この組合は、剰余金について、第68条の規定により組合員への割戻しを行った後になお残余があるときは、その残余を任意に積み

資配当金の請求権を放棄したものとみなす。

(注)1 法第52条第4項の規定により、組合における出資額に応ずる割戻しは、年1割を超えてはならないとされているもので、この範囲内においては、組合の実情により、さらにこれを例えば「5分」というように、制限することは差し支えない。

(注)2 第12条(注)1を参照のこと。

(注)3 前条(注)6を参照のこと。

(注)4 前条(注)7を参照のこと。

(端数処理)

第68条 前2条の規定による割戻金の額を計算する場合において、組合員ごとの割戻金の額に〇円未満^(a)の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(注) この端数切捨ては、通貨価値のない端数を整理して事務処理の繁雑化を防止するとともに、計算上の便宜のためのものであるから、組合の実情により、1円未満、5円未満、10円未満というように適宜定めればよい。

(その他の剰余金処分)

第69条 この組合は、剰余金について、第65条の規定により組合員への割戻しを行った後になお残余があるときは、その残余を任意に積み

立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のでん補)

第73条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

(資産運用の基準)

第〇〇条 この組合は、共済事業に係る経理に属する資産を資産運用に関する規程に基づき、次に掲げる方法^(a)以外の方法では運用しないものとする。

- (1) 銀行、長期信用銀行、郵便局、信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、労働金庫又は農業協同組合、中小企業等協同組合若しくは水産業協同組合又はこれらの連合会等として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの預金又は貯金
- (2) 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券若しくは金融債又は日本銀行出資証券の取得
- (3) 貸付信託の受益証券の取得
- (4) 金銭債権の取得
- (5) 外国政府、外国の地方公共団体、国際機関、外国の政府関係機関、外国の地方公共団体が主たる出資者となっている法人若しくは外国の銀行その他の金融機関が発行し、又は債務を保証する債券の取得
- (6) 証券投資信託の受益証券の取得
- (7) 担保付社債又はその発行する株式が証券取引所(外国の証券取引所を含む。次号において同じ。)に上場されている株式会社が発行する社債の取得
- (8) その発行する株式が証券取引所に上場さ

立て又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(欠損金のでん補)

第70条 この組合は、欠損金が生じたときは、繰越剰余金、前条の規定により積み立てた積立金、法定準備金の順に取り崩してそのてん補に充てるものとする。

(資産運用の基準) (a)

第〇〇条 この組合は、共済事業に係る経理に属する資産を資産運用に関する規程に基づき、次に掲げる方法^(a)以外の方法では運用しないものとする。

- (1) 銀行、長期信用銀行、郵便局、信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、労働金庫又は農業協同組合、中小企業等協同組合若しくは水産業協同組合又はこれらの連合会等として預金若しくは貯金の受入れをすることができるものへの預金又は貯金
- (2) 国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券若しくは金融債又は日本銀行出資証券の取得
- (3) 貸付信託の受益証券の取得
- (4) 金銭債権の取得
- (5) 外国政府、外国の地方公共団体、国際機関、外国の政府関係機関、外国の地方公共団体が主たる出資者となっている法人若しくは外国の銀行その他の金融機関が発行し、又は債務を保証する債券の取得
- (6) 証券投資信託の受益証券の取得
- (7) 担保付社債又はその発行する株式が証券取引所(外国の証券取引所を含む。次号において同じ。)に上場されている株式会社が発行する社債の取得
- (8) その発行する株式が証券取引所に上場さ

れている株式会社が発行する株式の取得

- (9) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭の信託(ただし、運用方法を特定する金銭の信託(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和61年法律第74号)第24条第1項による認可を受けた投資顧問業者との投資一任契約によるものを除く。))については、前各号で運用されるものに限る。)
 - (10) 信託業務を営む銀行又は信託会社への第2号、第3号及び第5号から第8号までに規定する有価証券の信託
 - (11) 組合員を被保険者とする生命保険契約の締結
 - (12) 組合が組合に対して行う貸付けであつて、当該貸付金の使途が借り入れる組合の事業目的の範囲内であるもの(ただし、不動産等を担保とする貸付け、当該貸付けに係る債務が債務保証法人等によって保証されることとなっている貸付け又は当該貸付けに係る損失が債務保証法人等によって補償されることとなっている貸付けに限る。)
 - (13) 共済契約に基づき共済契約者に対して行う貸付け
 - (14) 厚生労働大臣の承認を受けた方法
- 2 次の各号^(a)に掲げる資産の合計額は、この組合の共済事業に属する資産の総額に対し、第1号に掲げる資産にあつては同号に定める割合^(a)を乗じて得た額以上、第2号から第5号までに掲げる資産にあつては当該各号に定める割合^(a)を乗じて得た額以下であることとする。
- (1) 前項第1号から第4号(元本が保証されているものに限る。)までに掲げる方法、同項第7号のうち担保付社債の取得による方法並びに同項第11号及び第13号に掲げる方

れている株式会社が発行する株式の取得

- (9) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭の信託(ただし、運用方法を特定する金銭の信託(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和61年法律第74号)第24条第1項による認可を受けた投資顧問業者との投資一任契約によるものを除く。))については、前各号で運用されるものに限る。)
 - (10) 信託業務を営む銀行又は信託会社への第2号、第3号及び第5号から第8号までに規定する有価証券の信託
 - (11) 組合員を被保険者とする生命保険契約の締結
 - (12) 組合が組合に対して行う貸付けであつて、当該貸付金の使途が借り入れる組合の事業目的の範囲内であるもの(ただし、不動産等を担保とする貸付け、当該貸付けに係る債務が債務保証法人等によって保証されることとなっている貸付け又は当該貸付けに係る損失が債務保証法人等によって補償されることとなっている貸付けに限る。)
 - (13) 共済契約に基づき共済契約者に対して行う貸付け
 - (14) 厚生労働大臣の承認を受けた方法
- 2 次の各号^(a)に掲げる資産の合計額は、この組合の共済事業に属する資産の総額に対し、第1号に掲げる資産にあつては同号に定める割合^(a)を乗じて得た額以上、第2号から第5号までに掲げる資産にあつては当該各号に定める割合^(a)を乗じて得た額以下であることとする。
- (1) 前項第1号から第4号(元本が保証されているものに限る。)までに掲げる方法、同項第7号のうち担保付社債の取得による方法並びに同項第11号及び第13号に掲げる方

法で運用する資産 100分の70

(2) 前項第6号に掲げる方法（公社債投資信託の受益証券の取得を除く。）及び同項第8号に掲げる方法で運用する資産 100分の20

(3) 前項第12号に掲げる方法で運用する資産 100分の10

(4) 前項各号に掲げる方法で運用する資産のうち外貨建てのもの 100分の20

(5) 同一の株式会社が発行する金銭債権並びにその株式会社が発行する社債及び株式の取得により運用する資産 100分の10

3 この組合は、金銭の信託又は有価証券の信託を行う場合においても前項の規定に従わなければならない。(a)ものとする。(a)。

4 この組合は、共済事業に係る経理に属する資産を第三者のために担保に供しないものとする。

(注) 1 本条は、共済事業を行う組合のみが規定するものである。

(注) 2 組合の共済事業に係る経理に属する資産の運用については、財務処理規則第20条に規定されているところであるが、各組合の共済事業に係る経理に属する資産の運用方法については、その範囲内において、事業の目的、資産の性質等に照らして適当であると認められるもののみを規定するものであること。

(注) 3 本項は、共済期間が1年を超える共済事業を行う組合については、第1号中「100分の70」とあるのは「100分の50」と、第2号及び第4号中「100分の20」とあるのは「100分の30」として適用する。

(注) 4 本項各号に掲げられた割合について

法で運用する資産 100分の70

(2) 前項第6号に掲げる方法（公社債投資信託の受益証券の取得を除く。）及び同項第8号に掲げる方法で運用する資産 100分の20

(3) 前項第12号に掲げる方法で運用する資産 100分の10

(4) 前項各号に掲げる方法で運用する資産のうち外貨建てのもの 100分の20

(5) 同一の株式会社が発行する金銭債権並びにその株式会社が発行する社債及び株式の取得により運用する資産 100分の10

3 この組合は、金銭の信託又は有価証券の信託を行う場合においても前項の規定に従わなければならない。(a)ものとする。(a)。

4 この組合は、共済事業に係る経理に属する資産を第三者のために担保に供しないものとする。

(注) 1 本条は、共済事業を行う組合のみが規定するものである。

(注) 2 組合の共済事業に係る経理に属する資産の運用については、財務処理規則第20条に規定されているところであるが、各組合の共済事業に係る経理に属する資産の運用方法については、その範囲内において、事業の目的、資産の性質等に照らして適当であると認められるもののみを規定するものであること。

(注) 3 本項は、共済期間が1年を超える共済事業を行う組合については、第1号中「100分の70」とあるのは「100分の50」と、第2号及び第4号中「100分の20」とあるのは「100分の30」として適用する。

(注) 4 本項各号に掲げられた割合について

は、各組合の事業の目的、資産の性質等に照らして、その範囲内において適宜定めて差し支えない。ただし、法第50条の7第1項の承認を受けた組合にあっては、当該承認に係る割合を規定するものである。

(注) 5 信託業務を営む銀行又は信託会社への運用方法を特定しない金銭の信託及び組合員を被保険者とする生命保険契約の締結による運用については、第2項の制限の対象に含まれないものである。

(注) 6 第2項及び本項については、第1項の規定に応じて適宜規定すればよい。

は、各組合の事業の目的、資産の性質等に照らして、その範囲内において適宜定めて差し支えない。ただし、法第50条の7第1項の承認を受けた組合にあっては、当該承認に係る割合を規定するものである。

(注) 5 信託業務を営む銀行又は信託会社への運用方法を特定しない金銭の信託及び組合員を被保険者とする生命保険契約の締結による運用については、第2項の制限の対象に含まれないものである。

(注) 6 第2項及び本項については、第1項の規定に応じて適宜規定すればよい。

(投機取引等の禁止)

第7.1条 この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(組合員に対する情報開示)

第7.2条 この組合は、この組合が定める規則(a)により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

(注) 組合の事業及び財務の状況についてはできる限り組合員に開示されるべきであり、開示する範囲、開示の方法等については、組合ごとの実情に応じて適宜基準を定めるものである。特に、共済事業を行う組合にあっては、財務処理規則第22条の趣旨に鑑み、資産の運用方法及び運用実績に関する情報についても開示する範囲に含める必要がある。なお、第37条(注)3についても参照のこと。

(投機取引等の禁止)

第7.1条 この組合は、いかなる名義をもってするを問わず、この組合の資産について投機的運用及び投機取引を行ってはならない。

(組合員に対する情報開示)

第7.2条 この組合は、この組合が定める規則(a)により、組合員に対して事業及び財務の状況に関する情報を開示するものとする。

(注) 組合の事業及び財務の状況についてはできる限り組合員に開示されるべきであり、開示する範囲、開示の方法等については、組合ごとの実情に応じて適宜基準を定めるものである。特に、共済事業を行う組合にあっては、財務処理規則第22条の趣旨に鑑み、資産の運用方法及び運用実績に関する情報についても開示する範囲に含める必要がある。なお、第37条(注)3についても参照のこと。

第7章 解散
(解散)

第7章 解散
(解散)

第76条 この組合は、総(代)⁽¹⁴⁾の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
- (2) 合併
- (3) 破産
- (4) 行政庁の解散命令

2 この組合は前項の事由によるほか、組合員(第6条第2項の規定による組合員を除く。)が20人未満⁽¹⁵⁾になったときは、解散する。

3 理事は、この組合が解散(破産による場合を除く。)したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(注) 1 第12条(注)1を参照のこと。

(注) 2 「20人未満」は、法第64条第1項の規定に基づく最低限度の人数であるので、組合の規模及び実情により、さらにこれを例えば「50人未満」、「100人未満」というように多人数にすることは差し支えない。

(残余財産の処分)

第77条 この組合が解散(合併又は破産による場合を除く。)した場合の残余財産(解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。)は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総(代)⁽¹⁴⁾において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

(注) 第12条(注)1を参照のこと。

第73条 この組合は、総会の議決による場合のほか、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる事業の成功の不能
- (2) 合併
- (3) 破産
- (4) 行政庁の解散命令

2 この組合は前項の事由によるほか、組合員(第6条第2項の規定による組合員を除く。)が20人未満⁽¹⁵⁾になったときは、解散する。

3 理事は、この組合が解散(破産による場合を除く。)したときは、遅滞なく組合員に対してその旨を通知し、かつ、公告しなければならない。

(注) 「20人未満」は、法第64条第1項の規定に基づく最低限度の人数であるので、組合の規模及び実情により、さらにこれを例えば「50人未満」、「100人未満」というように多人数にすることは差し支えない。

(残余財産の処分)

第74条 この組合が解散(合併又は破産による場合を除く。)した場合の残余財産(解散のときにおけるこの組合の財産から、その債務を完済した後における残余の財産をいう。)は、払込済出資額に応じて組合員に配分する。ただし、残余財産の処分につき、総会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

(合併)

第75条 この組合が合併をしようとするときは、合併契約書を作成し、総会の承認を受ける

法第62条

削除

第8章 雑則

(公告の方法)

第78条 この組合の公告は、以下の方法で行う。⁽¹⁶⁾

- (1) 事務所の店頭に掲示する方法
- (2) 官報に掲載する方法
- (3) 日刊新聞紙に掲載する方法
- (4) 電子広告による方法

2 法令により官報に掲載する方法により公告しなければならないものとされている事項に係る公告については、官報に掲載するほか、前項の(1)、(3)及び(4)に規定する方法⁽¹⁷⁾により行うものとする。

(注) 1 各号のうち組合の実情により、現に行うものを記載するものである。

(注) 2 第1項第2号を除き、組合の実情により、現に行うものを記載するものである。

(組合の組合員に対する通知及び催告)

第79条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその者の住所に、その者が別に通知又は催告

ものとする。

2 理事は、前項の合併契約書の要領を第47条の規定による通知に記載し、かつ、公告しなければならない。

3 合併によって組合を設立する場合においては、総会において組合員のうちから合併によって設立する組合の設立委員を選任するものとする。

4 第53条の規定は、第1項の規定による承認及び前項の規定による設立委員の選任について準用する。

第8章 雑則

(公告の方法)

第76条 この組合の公告は、この組合の揭示場に掲示して行う。

(公告の方法)

(第76条 この組合の公告は、この組合の揭示場に掲示して行い、かつ、〇〇新聞に掲載して行う。)⁽¹⁸⁾

(注) 組合の実情により、組合の公告を揭示場のみでなく、新聞又は機関紙にも掲載して行う場合は、その紙名を具体的に明示し、括弧書の例により規定すればよい。

(組合の組合員に対する通知及び催告)

第77条 この組合が、組合員に対してする通知及び催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所

法第26条第3項

法第39条

<p>を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて行う。</p> <p>2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。</p> <p>(実施規則)</p> <p>第80条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>をこの組合に通知したときは、その場所にあてて行う。</p> <p>2 この組合は、前項の規定により通知及び催告を行った場合において、通常組合員に到達すべきときに組合員に到達したものとみなす。</p> <p>(実施規則)</p> <p>第78条 この定款及び規約に定めるもののほか、この組合の財産及び業務の執行のための手続、その他この組合の財産及び業務の執行について必要な事項は、規則で定める。</p>	
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この定款は、この組合成立の日 (a) から施行する。</p> <p>(注) 現実に施行しようとする年月日を規定するもので、例えば、平成20年4月1日からこの定款を施行しようという場合には、「平成20年4月1日」からと規定するものである。</p> <p>(成立当初の役員任期)</p> <p>2 この組合の成立当初における役員任期は、第23条第1項の規定にかかわらず、創立総会において議決された期間とする。ただし、その期間は1年を超えてはならない。</p> <p>(成立後第1期の総代) (a)</p> <p>○ この組合の成立後第1期の総代の定数、選挙区、選挙の方法その他総代の選挙に関し必要な事項は、第○○条及び第○○条の規定にかかわらず理事会において定める。</p> <p>(注) 本項は、総代をおいている組合で、か</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この定款は、この組合成立の日 (a) から施行する。</p> <p>(注) 現実に施行しようとする年月日を規定するもので、例えば、昭和39年4月1日からこの定款を施行しようという場合には、「昭和39年4月1日」からと規定するものである。</p> <p>(成立当初の役員任期)</p> <p>2 この組合の成立当初における役員任期は、第23条第1項の規定にかかわらず、創立総会において議決された期間とする。ただし、その期間は1年を超えてはならない。</p> <p>(成立後第1期の総代) (a)</p> <p>○ この組合の成立後第1期の総代の定数、選挙区、選挙の方法その他総代の選挙に関し必要な事項は、第○○条及び第○○条の規定にかかわらず理事会において定める。</p> <p>(注) 本項は、総代をおいている組合で、か</p>	
<p>つ、組合成立後最初の総代選挙に関し必要な事項を理事会で定めることとしている組合のみが規定するものである。</p> <p>(成立当初の事業年度)</p> <p>3 この組合の成立の日の属する事業年度は、第63条の規定にかかわらず、この組合の成立の日から (翌年) ○月○日 (a) までとする。</p> <p>(注) 組合成立の年月日が、組合の事業年度の中途である場合には、次年度からの事業年度を正常化するため、本条を規定し、当初の年度の終了日を調整する必要がある。</p>	<p>つ、組合成立後最初の総代選挙に関し必要な事項を理事会で定めることとしている組合のみが規定するものである。</p> <p>(成立当初の事業年度)</p> <p>3 この組合の成立の日の属する事業年度は、第60条の規定にかかわらず、この組合の成立の日から (翌年) ○月○日 (a) までとする。</p> <p>(注) 組合成立の年月日が、組合の事業年度の中途である場合には、次年度からの事業年度を正常化するため、本条を規定し、当初の年度の終了日を調整する必要がある。</p>	

会計基準について

生協会計基準の見直し（案）について

1 総論

- 生協法の改正や現行の財務処理規則の策定以降、企業会計基準が大きく変化したことから、生協会計基準について見直しを行う。
- 見直しに当たっては、原則として企業会計の新たな基準に準拠したものとし、併せて生協という非営利法人の実態を考慮したものとする。

2 会計慣行のしん酌規定

- 会計慣行のしん酌については、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない」こととし、原則として企業会計と同様の会計基準を採用することとする。

【中小企業会計指針の適用】

中小規模の生協については、実務的な対応が可能となるように「中小企業の会計に関する指針」の適用について考慮する。

3 帳簿価額

- 組合が会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額についての規定を設ける。
- それぞれの価額については、会社計算規則等に倣い規定を設け、評価・換算差額等についても規定する。

【経過措置規定】

- ・ 「退職給付に係る会計基準」、「固定資産の減損に係る会計基準」、「金融商品に関する会計基準」、「税効果会計に係る会計基準」については、省令施行後2年間は適用しないことができる。
(なお、「税効果会計に係る会計基準」のみ先行して適用しないことに留意。)
- ・ ただし、会計監査人監査組合については、上記にかかわらず、会計監査人の監査を受ける決算関係書類に係る事業年度までには、上記基準について適用するものとする。
- ・ 経過措置期間において、上記基準を適用しない場合は必要な注記を付すこととする。
- ・ 医療事業を実施する生協については、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用に当たって、中小企業会計指針にならない簡便な方法により減損させることができるものとする。

4 決算関係書類等

(1) 金額の表示単位

- 決算関係書類に係る事項の金額は、一円単位又は千円単位を持って表示することとするが、資産総額が500億円以上の組合における貸借対照表及び損益計算書等については、百万円単位をもって表示することを妨げないこととする。
- 剰余金処分案又は損失処理案については一円単位で表示するものとする。

(2) 貸借対照表

- 貸借対照表は「資産」、「負債」、「純資産」の部に区分して表示することとし、勘定科目は現行の財務処理規則を基本として規定する。
- 規定に際しては、明文化した規定を定める（供給事業等に対応した区分等）こととし、共済事業を行う組合については、適切な部又は項目に分けて表示する旨の特例規定を設ける。
- 連結貸借対照表特有の科目についても規定する。
- 事業の規模等を勘案し、必要な勘定科目を設定し、又は設定しないことができることとする。（損益計算書も同様）

◆別紙1；貸借対照表の様式

(3) 損益計算書

- 損益計算書の体系、勘定科目については、現行の財務処理規則を基本として規定する。
- 規定に際しては、明文化した規定を定める（供給事業等に対応した区分等）こととし、共済事業を行う組合については、適切な部又は項目に分けて表示する旨の特例規定を設ける。
- 組合が2以上の事業を行っている場合には、事業総剰余（欠損）は主要な事業ごとに区分しなければならないことを規定する。
- 連結損益計算書特有の科目についても規定する。

◆別紙2；損益計算書の様式

【任意積立金の取り崩しの適正化】

- ・ 損益計算書上で取り崩しができる任意積立金は、「一定の目的のために設定した任意積立金について当該目的に従って取り崩した額」である旨を規定する。
- ・ 損益計算書上で取り崩しができる任意積立金の積立、取り崩しの基準の設定や行政庁による検査の強化などにより、任意積立金の適正化を図る。

(4) 剰余金処分案又は損失処理案

- 剰余金処分案又は損失処理案については、現行の財務処理規則を基本として規定する。

◆別紙3；剰余金処分案又は損失処理案の様式

(5) 注記

- 会社計算規則に倣い、次の注記を規定する。

- 1) 継続組合の前提に関する注記（会計監査人監査組合に限る。）
- 2) 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 3) 貸借対照表に関する注記
- 4) 損益計算書に関する注記
- 5) 剰余金処分案に関する注記
- 6) 税効果会計に関する注記
- 7) リースにより使用する固定資産に関する注記
- 8) 関連当事者との取引に関する注記
- 9) 重要な後発事象に関する注記
- 10) その他の注記

(6) 決算関係書類の附属明細書

- 現行の財務処理規則に規定されている事項を基本として、以下の内容の附属明細書の作成を規定。

- 1) 資本及び借入金の状況
- 2) 固定資産等の状況
- 3) 各種引当金の状況
- 4) 事業経費の明細
- 5) 事業の種類ごとの損益の明細
- 6) その他重要な事項
 - ・主な勘定科目明細表
 - ・キャッシュ・フロー計算書（共済事業を除く。）

(7) 事業報告書

- 他の組合法に倣い、以下の事項を事業報告書の内容とする。
- 会計監査人監査組合については以下の事項の他、会計監査人に関する事項についても事業報告書の内容とする。

- 1) 組合の事業活動の概況に関する事項
- 2) 組合の運営組織の状況に関する事項
- 3) その他組合の状況に関する重要な事項
 - ※「組合の事業活動の概況に関する事項」として教育事業等の状況（支出額、繰越金の充当状況を含め）についての記載を求める。

(8) 事業報告書の附属明細書

- 農協法施行規則等に倣い以下の事項を規定する。

- 1) 当該事業年度に係る役員の報酬等の総額並びに当該総額に係る理事及び監事の区分ごとの内訳
- 2) 役員の兼職又は兼業の明細
- 3) 役員との間の取引及び第三者の間の取引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引の内訳等

5 連結決算関係書類

(1) 連結決算関係書類の種類

- 会計監査人監査組合が作成しなければならない連結決算関係書類として、①連結貸借対照表、②連結損益計算書、③連結純資産変動計算書を規定し、必要な注記をしなければならないこととする。

- ◆別紙4；連結貸借対照表の様式
- ◆別紙5；連結損益計算書の様式
- ◆別紙6；連結純資産変動計算書の様式

(2) 連結の範囲・持分法の適用

- 連結の対象を全ての「子法人等」（会社計算規則でいう「子会社」）とし、連結の範囲に関する重要性の基準についても規定する。
- 「非連結子法人等」（非連結子会社）及び関連法人等（関連会社）については、重要な影響を与えないものを除き、持分法を適用することとする。

(3) 連結関係書類の注記

- 会社計算規則に倣い、次の注記を規定する。

- 1) 継続組合の前提に関する注記
- 2) 連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記
- 3) 連結貸借対照表に関する注記
- 4) 重要な後発事象に関する注記
- 5) その他の注記

(4) 子会社等の時価評価【経過措置】

- 改正法の施行日において子会社等を有している組合が連結決算関係書類を作成する場合、子会社等の取得時あるいは支配獲得日における時価評価ができないときには、時価評価を行わないこととする。

6 監事・会計監査人の監査について

- 決算関係書類等の監事及び会計監査人の監査については、会社計算規則等に倣い、以下の事項につき定めることとする。

- 1) 監事や会計監査人の職務遂行環境
 - ・ 組合の理事等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備につとめなければならないことを規定。
- 2) 監事の決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書に係る監査報告の内容
- 3) 会計監査人の決算関係書類及びその附属明細書に係る監査報告の内容
- 4) 監事及び会計監査人の監査報告の通知期限

- ※ 模範定款例における通常総(代)会の招集時期について、毎事業年度終了後3月以内とするよう改正する。

7 その他

(1) 企業結合会計基準適用における取扱い

- 生協が合併する場合の会計処理は、当分の間、結合前の生協の帳簿価額を合算する方法(持分プーリング法)を適用することができることとする。

(2) 医療福祉等積立金の経理方法

- 医療福祉等事業積立金の経理方法は次の通りとする。

- 1) 積立及び取崩しの方法
 - ・ 医療福祉等事業積立金は、「剰余金処分案」において積み立てる。
 - ・ 積み立てられた医療福祉等事業積立金は、次年度以降の「損益計算書」において取り崩すことができるものとする。
- 2) 医療福祉等事業における剰余は、法定準備金を積み立て、さらに教育事業等繰越金を繰り越し、なお残余がある時は医療福祉等事業積立金として積み立てる。

生協の会計における新様式(案)

(別紙1) 貸借対照表

- ① 共済専業生協以外の生協
- ② 共済専業生協

(別紙2) 損益計算書

- ① 共済専業生協以外の生協
- ② 共済専業生協

(別紙3) 剰余金処分案又は損失処理案

(別紙4) 連結貸借対照表

(別紙5) 連結損益計算書

(別紙6) 連結純資産変動計算書

【参考】

(別紙7) 共済専業生協以外の生協の連結決算関係書類

- ① 連結貸借対照表
- ② 連結損益計算書

(1)貸借対照表

① 共済専業生協以外の生協

平成○年○月○日現在

科 目	科 目
(資産の部)	(負債の部)
I 流動資産	IV 流動負債
現金預金	支払手形
受取手形	買掛金
供給未収金	短期借入金
有価証券	短期組合員借入金
商品	短期リース債務
貯蔵品	未払金
繰延税金資産	未払法人税等
その他	未払消費税等
貸倒引当金(△)	未払割戻金
II 固定資産	未払費用
1 有形固定資産	前受金
建物	預り金
減価償却累計額	賞与引当金
構築物	設備支払手形
減価償却累計額	繰延税金負債
機械及び装置	その他
減価償却累計額	V 固定負債
車両運搬具	長期借入金
減価償却累計額	長期組合員借入金
器具備品	長期リース債務
減価償却累計額	退職給付引当金
リース資産	役員退職給与引当金
土地	繰延税金負債
建設仮勘定	その他
2 無形固定資産	(純資産の部)
のれん	VI 組合員資本(会員資本)
借地権	出資金
ソフトウェア	未払込出資金
リース資産	剰余金
その他	法定準備金
3 その他固定資産	医療福祉等事業積立金
関係団体等出資金	任意積立金
関係団体出資金	当期末処分剰余金
子会社等株式	(又は当期末処理損失金)
長期保有有価証券	VII 評価・換算差額等
長期貸付金	その他有価証券評価差額金
長期前払費用	繰延ヘッジ損益
差入保証金	
長期預金	
繰延税金資産	
その他	
貸倒引当金(△)	
III 繰延資産	

② 共済専業生協

平成〇年〇月〇日現在

科 目	科 目
(資産の部)	(負債の部)
現金及び預金	共済契約準備金
現金	支払備金
預貯金	責任準備金
金銭の信託	割戻準備金
金銭債権	再共済勘定
有価証券	業務委託勘定
国債	業務受託勘定
地方債	その他共済負債
社債	借入金
株式	前受収益
外国証券	未払費用
貸付信託受益証券	その他負債
投資信託受益証券	未払法人税等
その他の証券	未払金
貸付金	預り金
組合貸付金	仮受金
契約者貸付金	リース債務
その他の貸付金	その他の負債
再共済勘定	引当金
業務委託勘定	賞与引当金
業務受託勘定	退職給付引当金
その他共済資産	役員退職給与引当金
前払費用	価格変動準備金
未収収益	繰延税金負債
その他資産	(純資産の部)
未収金	組合員資本(会員資本)
差入保証金	出資金
仮払金	未払込出資金
その他の資産	剰余金
業務用固定資産	法定準備金
土地	任意積立金
減価償却資産	当期末処分剰余金
リース資産(有形)	(又は当期末処理損失金)
建設仮勘定	評価・換算差額等
無形固定資産	その他有価証券評価差額金
リース資産(無形)	繰延ヘッジ損益
関係団体等出資金	
関係団体出資金	
子会社等株式	
繰延税金資産	
貸倒引当金(△)	
繰延資産	

(2)損益計算書

① 共済専業生協以外の生協

(自平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日)

経常損益の部	
事業損益の部	
I 供給事業	
1 供給高	
2 供給原価	
(1)期首商品棚卸高	
(2)仕入高	
合計	
(3)期末商品棚卸高	
供給剰余金	
II 利用事業	
1 利用事業収入	
2 利用事業原価	
利用剰余金	
III 共済事業	
1 共済事業収入	
2 共済事業費用	
共済剰余金	
IV 福祉事業	
1 福祉事業収入	
2 福祉事業費用	
福祉剰余金	
V その他事業収入	
1 教育文化事業収入	
2 受取手数料	
3 その他	
その他事業収入計	
事業総剰余金	
VI 事業経費	
1 人件費	
2 物件費	
3 共済委託手数料	
事業剰余金	
事業外損益の部	
VII 事業外収益	
1 受取利息	
2 受取配当金	
3 雑収入	
VIII 事業外費用	
1 支払利息	
2 雑損失	
経常剰余金	
特別損益の部	
IX 特別利益	
1 固定資産売却益	
2 補助金収入	
3 前期損益修正益	
X 特別損失	
1 固定資産売却損	
2 減損損失	
3 前期損益修正損	
税引前当期剰余金	
法人税等	
法人税等調整額	
当期剰余金	
前期繰越剰余金	
医療福祉等事業積立金取崩額	
任意積立金取崩額	
当期未処分剰余金	

② 共済専業生協

(自平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日)

経常損益の部	
経常収益	
1 共済掛金等収入	
受入共済掛金	
受入共済金(※)	
受入返戻金	
受入委託手数料	
2 共済契約準備金戻入額	
支払準備金戻入額	
責任準備金戻入額	
割戻準備金戻入額	
3 資産運用収益	
利息及び配当金等収益	
金銭の信託運用益	
金銭債権収益	
有価証券売却益	
有価証券評価益	
有価証券償還益	
その他の運用収益	
4 その他経常収益	
受取出資配当金	
受取賃貸料	
その他の経常収益	
経常費用	
1 共済金等支払額	
支払共済金	
支払共済掛金(※)	
支払返戻金	
支払割戻金	
2 共済契約準備金繰入額	
支払準備金繰入額	
責任準備金繰入額	
3 資産運用費用	
支払利息	
金銭の信託運用費	
金銭債権運用費	
有価証券売却損	
有価証券評価損	
有価証券償還損	
その他の運用費用	
4 事業経費	
人件費	
物件費	
共済委託手数料	
5 その他経常費用	
寄付金	
その他の経常費用	
経常剰余金	
特別損益の部	
特別利益	
固定資産売却益	
価格変動準備金戻入	
補助金収入	
前期損益修正益	
特別損失	
固定資産売却損	
減損損失	
価格変動準備金繰入	
前期損益修正損	
税引前当期剰余金	
法人税等	
法人税等調整額	
割戻準備金繰入額	
当期剰余金	
前期繰越剰余金	
任意積立金取崩額	
当期未処分剰余金	

(※)共済事業の実施状況に応じて、「受入共済掛金」及び「支払共済金」に含めて、純額表示できるものとする。

(3) 剰余金処分案又は損失処理案

剰余金処分案

(単位:円)

科 目	金 額
I 当期末処分剰余金	
II 任意積立金取崩額	
1 ○○積立金取崩額	
2 ○○積立金取崩額	
III 剰余金処分額	
1 法定準備金	
2 医療福祉等事業積立金(※)	
3 利用分量割戻金	
4 出資配当金	
5 任意積立金	
(1) ○○積立金	
(2) ○○積立金	
IV 次期繰越剰余金	

損失処理案

(単位:円)

科 目	金 額
I 当期末処理損失金	
II 損失金処理額	
1 任意積立金取崩額	
(1) ○○積立金取崩額	
(2) ○○積立金取崩額	
2 法定準備金取崩額	
III 次期繰越損失金	

(4) 連結貸借対照表

平成〇年〇月〇日現在

科 目	科 目
(資産の部)	(負債の部)
現金及び預金	共済契約準備金
金銭の信託	再共済勘定
金銭債権	業務委託勘定
有価証券	業務受託勘定
貸付金	その他共済負債
再共済勘定	借入金
業務委託勘定	前受収益
業務受託勘定	未払費用
その他共済資産	その他負債
前払費用	引当金
未収収益	価格変動準備金
その他資産	繰延税金負債
業務用固定資産	負ののれん
のれん	(純資産の部)
関係団体等出資金	組合員資本(会員資本)
繰延税金資産	出資金
貸倒引当金(△)	剰余金
繰延資産	評価・換算差額等
	その他有価証券評価差額金
	繰延ヘッジ損益
	少数株主持分

(5) 連結損益計算書

(自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日)

科 目
経常収益 共済掛金等収入 共済契約準備金戻入額 資産運用収益 その他経常収益 負ののれん償却額 持分法による投資利益 経常費用 共済金等支払額 共済契約準備金繰入額 資産運用費用 事業経費 のれん償却額 その他経常費用 持分法による投資損失
経常剰余金
特別利益 特別損失
税金等調整前当期剰余金 法人税等 法人税等調整額 割戻準備金繰入額 少数株主利益 当期剰余金

(7) 共済専業生協以外の生協の連結決算関係書類

① 連結貸借対照表

平成○年○月○日現在

科 目	科 目
(資産の部)	(負債の部)
I 流動資産	IV 流動負債
現金預金	仕入債務
供給債権	短期借入金
有価証券	繰延税金負債
たな卸資産	その他
繰延税金資産	V 固定負債
その他	長期借入金
貸倒引当金(△)	退職給付引当金
II 固定資産	繰延税金負債
1 有形固定資産	負ののれん
建物	その他
減価償却累計額	
備品	
減価償却累計額	
土地	
その他	(純資産の部)
2 無形固定資産	VI 組合員資本(会員資本)
のれん	出資金
その他	剰余金
3 その他固定資産	VII 評価・換算差額等
長期保有有価証券	その他有価証券評価差額金
長期貸付金	繰延ヘッジ損益
長期預金	VIII 少数株主持分
繰延税金資産	
その他	
貸倒引当金(△)	
III 繰延資産	

② 連結損益計算書

(自平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日)

科 目
I 供給事業
供給高
供給原価
供給剰余金
II 利用事業
利用事業収入
利用事業原価
利用剰余金
III 共済事業
共済事業収入
共済事業費用
共済剰余金
IV 福祉事業
福祉事業収入
福祉事業費用
福祉剰余金
V その他事業収入
その他事業収入
事業総剰余金
VI 事業経費
人件費
物件費
のれん償却額
事業剰余金
VII 事業外収益
受取利息
持分法による投資利益
負ののれん償却額
VIII 事業外費用
支払利息
持分法による投資損失
経常剰余金
IX 特別利益
固定資産売却益
X 特別損失
固定資産売却損
税金等調整前当期剰余金
法人税等
法人税等調整額
少数株主利益
当期剰余金

生協会計基準見直しの必要性及びその方向性

参考資料

近年の生協を取り巻く環境の変化

近年の生協の規模の拡大、事業の複雑化により経済事業主体としての責任が増大。
⇒ 結果、多くの組合員を有し利害関係者も多数存在。

今回の生協法改正

■ 経営・責任体制の強化

組合内部のガバナンス強化と併せ、外部の者からの監視機能の強化、透明性の確保を図る。

■ 共済事業における契約者保護

共済事業の健全性(内部の体力充実)を的確に担保するとともに、業務や財務状況を広く情報提供し透明性を確保する。

企業会計基準の新しい流れ

■ 企業会計の役割の増大

多くの利害関係者への情報提供。

■ 新会計基準の導入

連結決算、税効果会計、退職給付会計、金融商品会計、減損会計などの導入。

⇒ 企業経営の健全性の確保と発展のため、会計の重要性が増大。

生協会計基準の見直し


見直しの方向性

- ① 原則として企業会計の新たな基準に準拠。
- ② ディスクローズを前提。
- ③ 非営利法人としての実態を考慮(同じ非営利法人である農協、中小企業等協同組合も参考とする)。

具体的な見直し事項

- 新会計基準の導入を踏まえた見直し
- 連結決算関係書類の導入を踏まえた見直し
- 会計監査人による監査の導入を踏まえた見直し 等

企業会計基準の大きな変化(会計ビッグバン)

80年代以前	好成長		
90年代前半まで	バブル景気		
90年代前半	バブル崩壊		昭和の時代までに定められた企業会計原則等に沿った会計。 ●現行の「生協財務処理規則」の設定(平成8年)。
90年代後半	↑ 失われた10年 ↓	↑ 会計不況 ↓	
1999年			連結決算 キャッシュ・フロー計算書
2000年			税効果会計 退職給付会計
2001年			金融商品会計 (時価評価等)
2002年	景気底打ち		
2005年			減損会計
2006年			企業再編会計
2008年			棚卸資産会計

- ・取引先等との株式持ち合い
- ・手持ち現金(キャッシュ)が不足した場合は、メインバンクから融通を受ける。
- ・会計上の利益が出ていればよいという経営

- ・有価証券の時価評価等により、株式の持ち合いは解消の方向へ。
- ・金融当局による銀行の不良債権査定の厳格化により、メインバンクからの融資には頼りづらくなる。



- ・株式市場で資金調達を行うために、株主に適正な経営情報開示が必要。
- ・会計上の利益と同時に、現金の流入(キャッシュフロー)を管理する必要性。

改正生協法における主な財務処理に係る部分

■ 会計の原則（第51条の3）

- 組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。（※）

■ 会計帳簿の作成（第32条）

- 組合は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。（※）

■ 決算関係書類等の作成等（第31条の7）

- 組合は、厚生労働省令で定めるところにより、各事業年度に係る決算関係書類（貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案をいう。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。（※）
- 決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書は、厚生労働省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

■ 会計監査人の監査（第31条の8第1項） * 共済事業を行う組合に適用。

- 共済事業を行う消費生活協同組合であってその事業の規模が政令で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う連合会は、決算関係書類及びその附属明細書について、監事の監査のほか、厚生労働省令で定めるところにより、会計監査人の監査を受けなければならない。

■ 連結決算関係書類の作成（第31条の8第2項（会社法第444条の準用）） * 共済事業を行う組合に適用。

- 会計監査人監査組合は、厚生労働省令で定めるところにより、各事業年度に係る連結決算関係書類（当該会計監査人監査組合及びその子会社等からなる集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を作成しなければならない。

■ 区分経理（第50条の3）

- 共済事業を行う組合は、共済事業に係る経理とその他の経理とを区分しなければならない。
- 組合員に対する医療の事業又は高齢者、障害者等の福祉に関する事業であって組合員に利用させる事業のうち、病院又は診療所を営む事業、介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けて実施する事業その他の厚生労働省令で定める事業を行う組合は、当該事業（当該事業から生じた利益をその財源に充てることが適当な事業であって厚生労働省令で定めるものを併せ行う場合には、当該併せ行う事業を含む。第五十一条の二において「医療福祉等事業」という。）に係る経理とその他の経理とを区分しなければならない。

■ 医療福祉等事業に関する積立金（第51条の2）

- 組合は、医療福祉等事業に関し、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。
- 医療福祉等事業に関する積立金は、医療福祉等事業の費用に充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

■ 剰余金の積立て等（第51条の4）

- 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一（共済事業を行う組合にあつては、五分の一）以上を準備金として積み立てなければならない。
- 組合は、毎事業年度の剰余金の二〇分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。
- 翌事業年度に繰り越した剰余金は、組合員及び組合事業に関する知識の向上を図る事業の費用に充てるものとする。ただし、その剰余金の全部又は一部を、組合員が相互の協力の下に地域において行う子育て支援、家事に係る援助その他の活動であって組合員の生活の改善及び文化の向上に資するものを助成する事業の費用に充てることを妨げない。

(注1) 文末に(※)印を付している箇所は、今回の法改正により省令から法律に引き上げられた事項である。

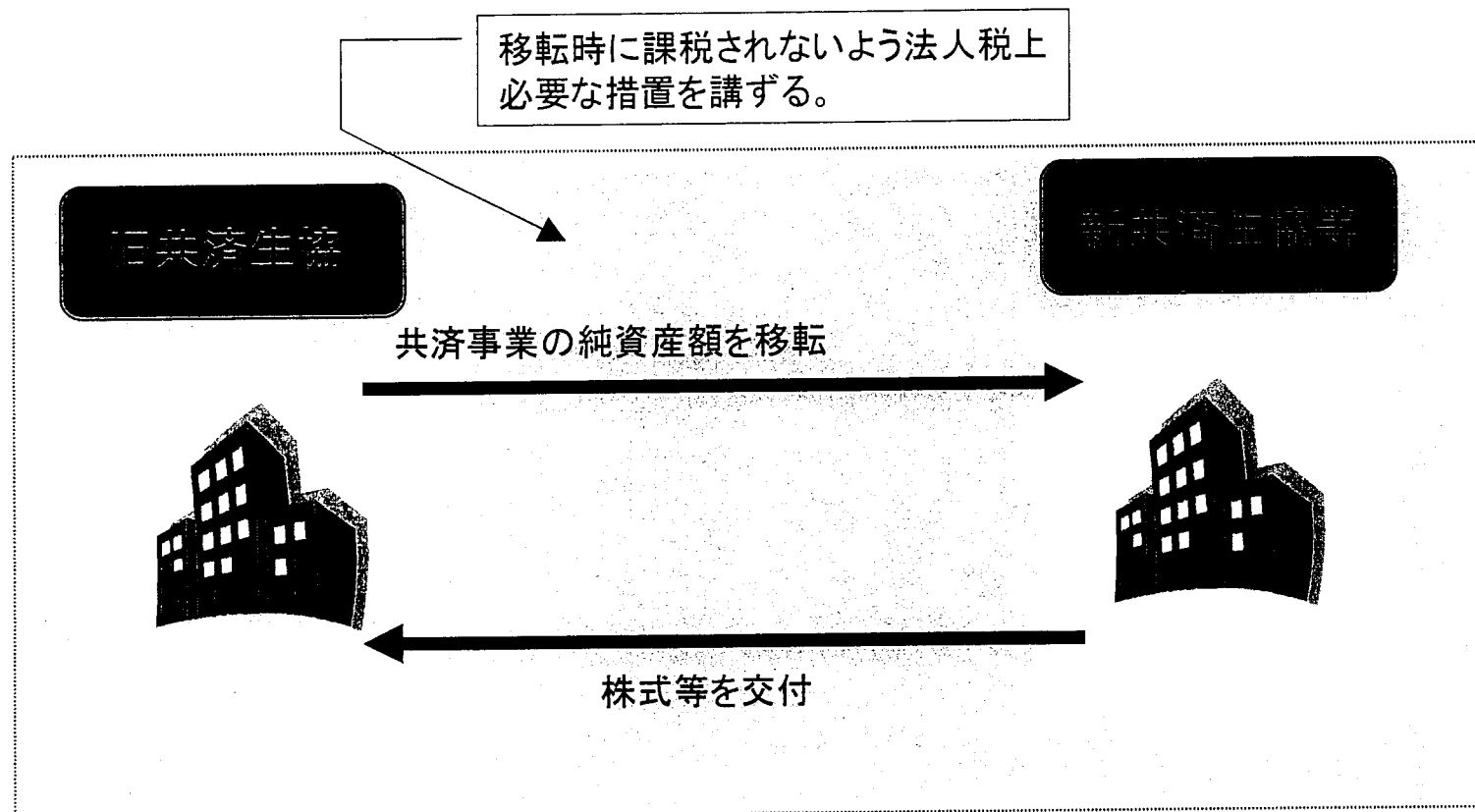
(注2) 下線の箇所は、今回の法改正により新たに法律に規定された事項である。

税制改正について

生協に係る平成20年度税制改正要望について

共済事業を行う消費生活協同組合又は連合会が共済事業を分離した場合に伴う税制上の所要の措置

- 本年の改正生協法により、契約者保護の観点から、共済事業の健全性を担保するために、一定基準以上の共済事業と他の事業との兼業が禁止されることとなった。
- 共済事業実施生協が、新たに設立された共済生協や他の共済生協に共済事業を移転する場合、旧共済生協及び新共済生協等に課税されることになる。
- このような場合に移転資産に課税することは、契約者保護という改正法の趣旨に反し、かえって共済事業の健全な運営を妨げる恐れがある。
- このため、平成20年度税制改正で、兼業規制対象組合が新たに設立された共済生協や他の共済生協に共済事業を移転する場合の法人税における所要の措置を要望した。



検査及び予算等について

○ 平成20年度における生協に対する検査（調査）指導について

これまで、厚生労働本省及び地方厚生局が行う生協検査については、「消費生活協同組合検査要領」を定め、これに基づき実施しており、都道府県に対しても、「消費生活協同組合に対する検査の実施について」（平成15年4月14日 社会・援護局長通知）として参考にお示ししているところである。

現在、改正生協法の施行を4月に控え、政令の制定に続き、省令及び模範定款例の改正に向けた作業を行っているところであるが、今後、これらの改正内容等を踏まえた上で、同要領の改正を行うとともに、新たに共済事業を行う生協に対する指導及び監督に資するための検査マニュアルや監督指針の作成を行うこととしている。

これらについては、今後できるだけ早急に作成を行った上、通知させていただく予定であるので、その旨ご了承ください。

また、平成20年度厚生労働本省及び地方厚生局における生協に対する検査（調査）指導に当たっては、全ての生協が新制度への円滑な移行が図れるよう、各生協の対応状況等の把握・確認を行うことに重点をおいて行うこととしている。

なお、各都道府県において独自に検査マニュアル等を作成し、所管生協に対する検査（調査）指導を行う場合であっても、新制度への円滑な移行が図れるよう十分ご留意願いたい。

○ 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、生協法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところであり、組合が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正にご指導願いたい。

消費生活協同組合指導監督事業の創設

※セーフティネット支援対策等事業費補助金の「地域福祉増進事業」にて実施

(項) 生活保護等諸費

(目) セーフティネット支援対策等事業費補助金 195億円の内数

【趣旨】

- (1) 消費生活協同組合（生協）については、事業内容が複雑化、多様化し、その規模も拡大するなど、市場において一定の地位を占める経済事業主体となっている。このため、これまで以上に、事業の健全性を確保し、組合員の保護を図る観点から、共済事業における契約者保護、経営・責任体制の強化等を行うために生協法の改正を行ったところである。
- (2) この法改正の実効性を担保するため、検査項目の増加、経営状況等を適正にディスクローズするための新会計基準を取り入れた施行規則の見直し及び継続的な健全経営への指導が必要となるところである。
- (3) このように円滑な法施行のため、各県の担当者においても、資質向上が求められることとなる。このため、生協検査検討委員会（仮称）を設置し、各県の検査マニュアル等の作成・改訂、検査事例の検討及びスキルアップのための研修会を行い、指導監督体制の充実・強化を図るものである。

【事業内容】

(1) 生協検査検討委員会の設置

(2) 研修会の実施

3. 実施主体 都道府県

4. 補助率 1/2